



月報

6

## 全击協

(46.6.10 / 54 VOL 5)

## ◆目次◆

「ベターリビングショーナゴヤ'71」	
愛知県産業貿易館に於けるスナップ	1
5月の行事	2
〔総会特集〕	
△全国缶詰問屋協会45年度定時総会議事録	3
△全国食品缶詰公正取引協議会・定時総会	44
公正競争規約施行規則の運用基準(案)	47
△製造所個有の記号の整理について厚生省環境衛生局長に要望書	56
△アスパラガス缶詰の原料対策について北海道庁に要望書	59
△在京規格部会	63
〔共同宣伝〕	
東京地区缶詰フェア開催について	66
NHKきょうの料理教室計画書	67
△シュース名称を表示した旧印刷空かんの取扱いについて	69
△JASもも缶詰に関する懇談会	72
△JASアスパラ缶詰の展示説明会	72
〔関係団体報知〕	
〔会員消息〕	

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地

八重洲通ビル7階

電話 東京(278)9278・9289番

名古屋で「缶詰フェア」開幕



「ベターリビングショーナゴヤ'71」は、中日新聞社主催で5月15日～5月30日までの16日間、愛知県産業会館で開催されたが、こことは岳詰が日本で生まれて満100年にあたり共同宣伝事業の一環としてこのショーに「岳詰フェアー」を開設、岳詰料理実演やアンケート記入者600名に貯金缶を進呈するなど連日盛況を極めた。



#### 写真①折詰フェアー会場スナップ

(下)愛知県産業会館正面でオープンを待つ人達

## 5月の行事一覧表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
もも缶詰に関するJAS懇談会	5月 7日	10.00～13.00	日比谷松本楼	
在京規格部会	5月 10日	13.30～15.30	北洋商事(株)	
JASアスパラガス缶詰の展示説明会	5月 11日	13.00～14.00	吉田工業(株)	
缶詰料理教室打合	5月 11日	11.00～15.00	丸ビル精養軒	
東京地区缶詰フェアー実行委員会	5月 12日	13.30～15.00	日 缶 協	

ペターリビングショーナゴヤ '71  
〔 愛知県産業貿易館 5月 15日～5月 30日 ]

東京地区缶詰フェアー実行委員会	5月 18日	13.30～15.00	日 缶 協	
全国食品缶詰公正取引協議会理事会定時総会	5月 19日	15.30～	丸の内ホテル	
全缶協定時総会	5月 20日	14.00～16.30	ルビーホール	

## 6月の行事予定

缶詰共同宣伝打合	6月 2日	13.30～	日 缶 協	
東京地区缶詰フェアー実行委員会	6月 7日	13.30～	日 缶 協	
みづ豆缶の試供品開缶展示会	6月 16日	13.00～	消費科学センター(渋谷・桜ヶ丘)	

## 定時総会議事録

日 時 昭和46年5月20日 14.00~16.00時

場 所 鉄道会館(大丸デパート)ルビーホール12階

TEL (211) 5611~5番

議 案 1) 昭和45年度事業報告に関する件

2) 昭和45年度決算報告に関する件

① 収支決算書

② 財産目録

③ 貸借対照表

3) 昭和46年度事業計画承認の件

4) 昭和46年度会費賦課徴収方法の件

5) 昭和46年度収支予算承認の件

6) 退会会員に関する件

7) そ の 他

— 14.00時 開会 —

### 〔出席状況〕

本定時総会の出席状況は会員224社、賛助会員2団体中、出席24社1団体、委任状出席は121社、1団体であり定款の定めによる $\frac{1}{3}$ 以上の出席を得。本総会は適法に成立。浅井会長、議長となり諸議案の審議に入つた。

### 〔議事録署名人〕

松下 鈴木 氏 鈴木 崇氏

野崎 産業 氏 新井 敏也氏

[第1号議案] 昭和45年度事業報告に関する件

昭和45年度事業報告書の主要部分を北田専務理事が朗読。説明したあと。  
浅井議長これを諮り全員異議なく原案通り承認した。

## 昭和45年度事業報告書

### (全国缶詰問屋協会)

昭和45年度における全缶協事業はまさに缶詰史上に悪夢の年度として深く刻み置かれることとなつたチクロ騒動のまつた中で施策が進められたと言つてよく。そのため全会員は一致してあらゆる苦難に屈することなく果敢なる活動を開拓したいわゆる“団結の年”でもあつたと思われる。  
ここにその事業報告のトップとして1年間の経過を書きとどめたい。

振り返つて見るにこのチクロ事件は罪のない業界に不当な犠牲を強いるかたちで、44年11月5日食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を厚生省が発し。同年11月10日よりチクロ使用禁止を行ない、既製品の販売については清涼飲料水は昭和45年1月31日まで。その他の食品は45年2月28日までを猶予期日として禁止する措置を取つた。全缶協はこの行政不在の措置を訴えるとともに、この突然の使用販売禁止によるチクロ製品の損失は缶・壇詰業界において400億円。その他の全加工食品にあつては1,400億円にもおよぶ損害をもたらし、中小企業によつて形成される食品業界は経済破綻を惹起し。ひいては全面的な経済恐慌を招く寸前の危機に陥っているとして、政府に対し缶・壇詰の猶予期間の制限撤廃措置を緊急に講ぜられるよう、食品業界の先陣を切つて小売店を含む全国流通業者30万店の一大署名運動を展開、陳情した。

その結果、45年1月14日、チクロ入りの缶。塙詰にあつてはサイクラミン酸塩含有の旨を表示することによりさらに7カ月猶予期間が延期されることになつた。

従つて45年度の事業はじめはこの延期措置に伴うシール貼り作業の徹底ならびに9月30日までに全量を消化するようあらゆる手を尽しての全国的よびかけを行ないチクロの損害を最少限に喰い止めるべくマスコミ、消費者からの理不尽な抵抗にもげず獅子奮迅の活動を展開した。

また7月2日の理事会においては①チクロ入り缶塙詰に関する行政措置によつて損害を蒙るものは商品の所持者（製造者、問屋、卸店、小売店）である。②全缶協会員（問屋および卸売業者）は自今、卸業者間は勿論のこと、末端小売店よりのチクロ入り缶塙詰の返品には一切応じない。③従つて全缶協会員はチクロ入り缶塙詰の卸店在庫ならびに小売店在庫について9月30日の販売猶予期限までに完全消化を図るよう指導されたいとの決議を行ない地区卸団体にも協力を呼びかけ9月末日の販売禁止時点で大破乱が惹起しないよう前広の対策を講じた。

さらにチクロ問題発生当時に添加物対策協議会が日本缶詰協会内に設置され、また全缶協内にあつてはチクロ対策委員会を中央に置き、東部、中部、西部の3地区にそれぞれ調停委員会を設け万全の体制を敷いていたが、45年7月9日の添加物対策協議会においてチクロ損失の実態調査を行なうことにより、政府に救済措置を陳情することが協議され、製造、流通段階にわたつて調査したうえ「チクロ使用禁止により蒙つた損失に対する補償または融資に関する陳情書」を作成。日缶協、全缶協の両協会会长連名により、7月22日～27日にかけ関係諸官庁に提出。農林省はこの陳情をもとによろしく何らかの措置を講ずる動きを見せ、9月末に至つて日缶協、全缶協の両団体に対し「チクロ入り食品販売（製造）実態調査書」に損害額の実態を記入し10月10日までに提出するよう会員に呼びかけられたいとの要請があり、秘扱いにより、日缶協は

300社。全缶協は220社の会員に当該事項の報告を求めたところ全缶協側会員にあつては28社から回答が寄せられた。そして12月17日付通商産業省告示第773号により「中小企業信用保険法と信用保証協会との適用による倒産関連保証の特別例適用」を受けることになった。ところでこの適用を受ける該当者の認定基準は中小企業者にしばられ。しかもチクロ製品が年間総売上高の20%以上を占めかつ4年10月1日より45年9月30日の期間で欠損計上の企業または売上高および利益が前年度に比し減少している企業等の制限があり、この条件を満たしたものとなつており。全缶協会員の該当者は2社のみであつた。しかも当初はその対象を製造業者のみに置き販売業者は含まないとの扱いがなされようとしている。全缶協はこの行政姿勢に対し強い異議を申し立て「ブランド所有の問屋を含む」との一項を組み入れさせるという一幕もあつた。

ところでこの折角の措置も当該者の大きな信用問題とも関係するとあつて事実上は措置のみあつて利用者はないといつたいかにも誠意なき措置に終つている。チクロ入り缶詰の9月30日販売猶予期限切れの前後にはいくつかのハプニングがあつたが、さきに全缶協が商慣習ならびに法原理に照らして合法的な手をうつた「返品には一切応じない」旨の理事会確認事項が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第8章第8条4項に該当する行為ではないかとして日本消費者連盟創立委員会代表委員岩田友和氏によつて公取委に提訴されることを9月28日大々的にマスコミが取りあげ話題となつたが、無論全缶協の措置が法に抵触する筈はなく正々堂々の論陣を張つて正当性を訴え公取委も違反の事実なしといつた見方をしているようである。

「チクロの怪を解く」と題する青島幸男ショーやのテレビ放映も行なわれたことがあつたが、いまにしてこの一年を振り返えて見ると、まさにチクロは怪事件であり、しかもそのことによつて一方的に犠牲を蒙つたものは業者であつたことを考えてみると、痛切に行政の「怪」をおそれざるを得ない。それだ

けにこのたびの痛恨なる体験は会員相互の団結と協会組織を通じての政治力を持つことであり、今回のこの事件が大過なく終りをつけるに至つたことは地方卸団体等を含めての業界の団結力の成果でもあつたといえるのではあるまい。

46年2月8日、チクロ終戦処理のための理事会を開催し、一応チクロ問題は打切ることを申合せ、また3月18日、東部、3月22日中部、3月23日西部と3地区にわたり、それぞれチクロ対策委員会ならびに調停委員会を開き、両委員会の解散を行ない、万一チクロに関連する問題が生じた場合、3政策調査部会において処理してゆくこととなり以後全缶協としては缶詰のイメージアップのため前向きに諸施策を講じていくことになった。なお食品加工全国団体連絡協議会には全缶協は会員として加盟していたが、チクロ対策への目的も終了したので次年度からここを退会する。

いずれにしてもチクロ問題にかかるる報告内容は枚挙にいとまがないものがあるが、ここに全缶協会員一同の真意として2月8日付で発表した「チクロ行政措置に関する声明書」全文を掲げチクロ対策にかかるる總括的報告として結びたい。

### チクロ行政措置に関する声明書

全国缶詰問屋協会は去る2月8日の理事会においてチクロ缶詰販売禁止にかかるる終戦処理に関し協議したが、卒直にこれで終了したとするにはあまりに訖然と致しかねる事件であり、将来のためにも訴えるべきは訴えておかなければならぬことを痛感するのでここに声明文として会員一同の真意を書きとどめ、政府の行政指導の姿勢をただしたい。

I. 業界には全く責任がなかつたことは明らかであり、政府も国会でそのような弁明を行なつているにもかかわらず、われわれ業者に不当な犠牲

を強いる結果を招來した。

2. 販売禁止に伴なう直接的損害ばかりでなくこのチクロ問題によつてすべての缶詰がイメージダウンするところとなり、不振を續けている現状をみるとき、この間接的損害こそ深刻かつ重大なる問題として政府に訴えたいところである。
3. 行政措置としてはただ「中小企業信用保険法」がごく一部の業者に適用されたのみにとどまり、いかにしても適切なる措置であつたとは言い難い。われわれ販売業者としてはこの政府措置に対し大いなる不満を述べるものである。
4. 国を相手の訴訟すら考えていたが、何としても缶詰のイメージアップを図ることが急務であるところから業界自らの力によつて克服を期しているものの、政府はこれが償いのためにも前向きの施策をもつて缶詰のイメージアップに助力願いたい。
5. いずれにしてもこのチクロ事件は悪夢のように過ぎ去つてしまつたが、公害等の問題も惹起しているおりから、政府にあつてはこのような誤った行政、適切を欠く指導は絶対犯さないよう、販売業者の真摯なる希として訴えるものである。



缶詰の消費促進のためのPR活動として44年度に引き続き第2回「缶詰食べましよう週間」を5月10日から全国一斉に実施した。この第2回「缶詰食べましよう週間」の内容は第1回の規模をさらに拡大させ、45年度の事業計画に則り缶詰のイメージアップを図ることに主力が置かれ。この運動週間に缶詰を購入した消費者に対し、もれなく「缶詰食べましよう」あるいは「パイン缶詰召しあがれ」の刻印入り缶切りが無料進呈された。折りからこの実施期間

はチクロ缶詰の販売に業界が全力を傾注していた時期とも重なり。各会員はこの運動週間を大いに活用し効果的運動をくりひろげた。

缶切総個数は150万個で $\frac{1}{3}$ の50万個を平等割、 $\frac{2}{3}$ の100万個を会費割とし、最低5,000個、最高25,000個を会員225社に割当て、POP広告は缶切40個に1枚の割で5万枚分を配布した。

また第1回の実施で実費負担でよいから缶切の個数をもつと多くしたいとの希望が寄せられ、第2回目は会員による実費負担枠を設け缶切50万個を発注。全缶協予算に組み入れ、さらにその規模効果を高めた。

この45年度予算は全缶協宣伝費予算のなかから300万円、全缶協手印ブランド所有の会員による実費負担分300万円、合計600万円に、これと同額を有力メーカー、県缶詰協会、製缶会社およびパイン団体から積極的協賛を得て総予算額1,440万円で実施したところ、実収入は13,696,672円となり、これに対する総支出額は11,974,892円、差引き1,721,780円が残金となつた。この繰越金については「缶詰食べましよう週間協賛金」という項目で別途会計とし、全額定期預金として保管しておりこの使途については45年7月8日の普及宣伝部会および46年2月8日の理事会において次年度の缶詰イメージアップのための宣伝経費に充当させていくことになつた。

第2回目の実施効果の判定についてはほぼ44年度と同様の内容でアンケートをとつたが、その多くは効果があつたとし、次年度も缶切がよいとするものは75%にのぼつている。

なお第2回「缶詰食べましよう週間」への協賛は有力メーカー、製缶会社、各県缶詰協会、パイン関係団体など合計78の会社、団体から協力を得た。



第3年度目に入つた45年度の共同宣伝は43年～44年にかけて行つたテレ

ビ。雑誌等のマスコミ中心の宣伝から趣きを変え地味ではあるが缶詰の料理講習を主力のPRにより直接消費者に訴えてゆく方法がとられ着実な成果が図られた。

この共同宣伝も45年度が最終年に当つていたが45年度分予算1億3,000万円は年度内全額消化をせず。向う5カ年間に分割し継続することになった。従つて昭和49年まで料理講習を柱とした共同宣伝が行なわれることになるが45年度はチクロ事件の発生によりこれに要したチクロ対策費が共同宣伝から拠出され。5年平均予算の2,600万円のうち2,040万円を消化した。

45年度の共同宣伝実施状況の概要は次の通りである。

#### 1. 日本栄養士会との提携

厚生省主催の研修会を修了した全国の栄養士の協力を得ることとして日本栄養士会本部と提携し指導者研修会を開催したうえ、全国で500回の缶詰料理伝達講習会を行なつた。

#### 2. 全国農協中央会との提携

全国農協中央会とタイアップし各県単位に30回、農協生活指導員対象に研修会を行ない、各指導員が単協に帰つて多数の農協婦人部員に伝達講習会を実施した。

#### 3. 関東企業体生活指導員との提携

関東地区にある大企業の嘱託生活指導員に缶詰の知識と料理技術を会得してもらい、その協力を得て、各企業従業員主婦を対象に料理講習を行なつた。

#### 4. 主婦連合会との提携

東京主婦会館の料理教室で主婦連会員を対象に缶詰料理の実習指導を行ない、そのうえで各地区婦人層へ伝達講習するのがねらいで87回にわたり実施した。

#### 5. 朝日女性教室

44年度に引き継ぎ朝日新聞東京本社と契約して45年度に東京およびそ

の近県都市で34回実施した。

#### 6. フルーツショー

朝日新聞社主催の第3回フルーツショーは45年9月26日から同年11月29日まで向ヶ丘遊園で缶詰館(20坪)を特設し、缶詰の展示、パネル、年代別缶切機の展示、空缶で工作のクラシックカー、缶詰巻締実演(5号缶の缶詰貯金箱)、カセットによる映画上映等でPR。延べ50万人の参加者でにぎわつた。

#### 7. その他

消費科学連合会での市販缶詰の開缶試食と品質表示の検討会、栄養改善普及会リーダー会との提携による缶詰料理特別講習会、日本食品衛生協会の展示会協賛、知名人や消費者のオピニオンリーダーとの懇談会、学校対象の缶詰料理実演、全日本司樹士協会との提携による「一流コツクの作る缶詰料理のコツ」講習会、その他缶詰料理テキスト10万部、展示用ポスター8,000枚を全国4,000校の高等学校の調理教室および家庭科教室に割当配布するなど巾広くしかも着実に効果のあるPRを展開した。



次に全缶協各部会の主たる部会活動を掲げて見たい。

まず第一に昭和45年度も前年度に引き継ぎ規格に関する会合が活発に開かれたことである。即ち「工場缶マークの簡素化」については昭和43年度から問題が提起され44年度において全缶協は「地区別一連番号制」を決定。これに対し日缶協側は「アルファベットまたはアルファベットと数字の組合せによる」方針を打ち出し両者平行線をたどる状態となつた。

その後クロ問題で一時審議が中断されたが45年11月12日の日缶協規格表示小委員会との合同会議で全缶協側提案により段階的にまず「都道府県別一

連番号および工場個別の記号による2本建て」という案が出され日缶協もこれに同意したことにより全缶協は46年2月8日理事会を開催しこれを承認。日缶協側と足なみを揃えることとなつた。

次に果実飲料の農林規格および公正競争規約に関しては前年に引き継いで協議されてきたが、45年度の後半に至りようやくそれらの決定を見ることとなつた。

即ち45年9月14日「果実飲料の日本農林規格」告示。45年10月5日「果実飲料のJASマークおよび表示方法について」告示。さらに46年3月5日には「果実飲料等の表示に関する公正競争規約」が告示された。これらの告示がなされる間にあつて全缶協はたびたび会議に出席し全缶協の立場から活発な意見を申し述べた。

なお農林省が46年2月25日に業界に示して来た「果実飲料について製造業者が守るべき表示の基準(案)」については果実飲料のみの問題でなく今後缶詰全般にも関係してくるおそれがあるとして成り行きが注目されるが。これは45年5月23日付告示で農林物資規格法の一部改正が行なわれ、農林物資の規格および品質表示の適正化に関する法律として45年6月20日施行された。この法律によつて農林省は政令で指定したものについてそれぞれ品質基準を設定していくというものであり。この基準(案)には一括表示、添加物の表示等問題点が多く、業界としては厚生省、農林省、公取委の管轄官庁間で十分意見統一が図られたうえで業界に示されるべきであり。この種の問題に関しては全缶協の意見が十分聞き入れられるよう日缶協規格表示委員会等の席上を通じ強く申し入れを行なつて来た。この農林省の表示基準設定については45年度は結論が出なかつたがいづれは設定される方向にあり。国際規格とともに次年度の大きな課題となろう。国際規格については包装食品の一般表示基準(勧告国際食品規格)があり、現在日本政府がこれをどういかたむで受諾するか回答を迫られており。業界としては日本がこれを受諾した場合国内の食品衛生法。

JAS規格、公正競争規約等にいかような影響をおよぼすかという問題にも遡りこのため業界が幾重にも拘束されることのないよう強く申し入れている。一方この一般表示基準にもとづき、商品別勧告食品規格があり、45年度末になつてサケ、マス缶詰、もも、バインアツブル、スイートコーン缶詰について勧告がなされいまそれぞれの関係団体で検討を進めている。

さて、蔬菜部会の活動に関してはまず、たけのこ大型缶規格簡素化について撰極的討議を行なつた。このことについては45年3月10日松山市ホテル奥道後にわいて開催された缶詰全国大会で全缶協から提案したものでこれにより、全缶協、日缶協ともそれぞれ缶詰JAS規格簡素化委員会を設け検討を重ね45年11月18日両協会合同会議を開き現行88区分を27区分にする(案)をまとめ46年1月20日農林省、缶詰検査協会をまじえ主旨説明を行なつた。しかし缶大型缶のJAS受検率があまりに低いこと、業界(案)では実質的な簡素化にならないなどの見方がなされ結果として一応簡素化は見送られるかたちとなりまず現行規格による受検を推進させることが先決とされ、46年3月12日京都市石長松菊園で開かれた昭和46年度缶詰全国大会では少くともホールものは全面的にJAS受検を推進したいとの意見が出され、前向きの姿勢で臨むことになつた。

フキ、グリンピース缶詰に使用している硫酸銅の問題は、チエリーの着色に使用しているタル系色素(赤色100番台)とともに近い将来禁止の方向にあるということを予測し新物製造から使用しないという申し合せを行ない事前に対処したことにより46年2月26日付厚生省令第4号で「食品衛生法施行規則の一部改正について」告示。(9月1日から施行)となつたときも大きな混乱もなく推移した。アスパラ缶詰の褪色問題については44年度に日本農産缶工組から提案され全缶協の協力を求められたが製造時点から実際に目で見て検討する必要があるとの見解により45年度は6月29日(製造直後)7月29

日(1ヵ月後)8月28日(2ヵ月後)12月18日(6ヵ月後)の4回。アスパラ缶詰の褪色試験結果につき日本農産缶工組、缶詰検査協会、全缶協の3者で見方会を開いた。

褪色の度合いは経時するごとに進んでいることが判明したが、46年8月4日の最終の打合会で全缶協として一番心配することは消費者が実際に開缶した時点で色の度合いをどう見るかという点であり。一度に大巾な緩和をするのではなく徐々に消費者の目を馴らすことが必要との意向を述べ結論としては46年度の新物をもとに開缶し、さらに慎重に検討することになった。

以上は主として蔬菜缶詰の規格に関係した活動であるが生産販売面における部会活動はまず45年度の新物アスパラ缶詰の生産を迎えるに先立つて6月19日蔬菜部会を開催し日本農産缶工組アスパラ部会。その他関係先に対し「新物の製品価格は高値スタートの様相を呈し、極めて危険な状況にある」との文書を提出し慎重な生産をよびかけた。



果実部会にあつてはまずもも、洋梨、チエリー、みつ豆缶詰の糖度等について日本農産缶工組と全缶協で数回にわたる協議の結果、新物製造から糖度の基準はもも19%以上、洋梨18%以上、みつ豆20%以上とすることを申し合わせた。

人甘ものは製造しないこと、チエリーの着色料は100番台は使用しない等の申し合わせも行なつた。

新物レッドチエリー缶詰に関しては5月20日の果実部会で厳しい環境下のスタートだけに生販ともに真剣に取り組むべきであるとし、日本農産缶工組チエリー部会にあつて「製品価格については全糖品といえども昨年出来秋価格を若

干でも下回る価格でなければ消化は不可能である。」旨申し入れパッカーの積極的協力を求めた。またみつ豆缶詰の規格については日本農産缶工組の呼びかけによりチエリーダ代替品および果実配合割合についての開缶研究会を開きさらに 45 年 10 月 16 日、46 年 2 月 2 日にも全缶協在京果実部会員メンバーが出席して協議したが結論を出すに至らず。日本農産缶工組みつ豆部会で再度慎重に煮詰めを行なつたうえでみつ豆缶詰の新規格設定を進めてゆくことになりこの件に関しては次年度に持ち越されることになった。



次に水産部会の活動について報告したい。

45 年 8 月 24 日、マスコミに取りあげられた有明海産・赤貝缶詰のカドミウム検出問題に関し 8 月 26 日業界関係者が集まりその対策を協議したが厚生省に対してオフィシャルな見解を取りつけるよう要請する一方、業界の統一見解として赤貝缶詰は、米や飲料水のように毎日つづけて長期間にわたり摂取するものではないのでそれらに含まれたカドミウムが人体に影響を与えることは考えられないとの説明文書を 9 月 21 日、日缶協、全缶協連名にて日本チーンストア協会、日本百貨店協会に提出し、不信感をとくとともに販売拒否などのなきよう協力を要請した。また厚生省では 9 月 22 日福岡県衛生部に対して赤貝缶詰中のカドミウム検出量についてその摂取量、摂食の頻度から勘案して人体に影響があるとは考えられないとの結論づけを行ない極力問題の拡大を避けることに努力したのでこの事件もようやく落着を見るところとなつた。

45 年度水産かん詰生産流通調査につき。水産庁は初めて 66,300 円の国家予算を設け水産缶詰の国内流通の実態を調査把握することになり、全缶協は 45 年 6 月 19 日の水産部会でこの調査に協力することを承認し日缶協、全缶協、水産缶工組の 3 専務理事および学識経験者として埼玉大学秋谷助教授が委

員となり 8 団体の職員が一部調査員として参加し 6 月 30 日調査のための委員会を設置した。調査対象品目はかに。さけ。まぐろ油漬。さば(水煮。みそ煮)の 4 品目として。製造→卸→末端の経路をたどり 追跡調査を行なつた。卸。小売業調査は東京。大阪。新潟の都府県とその近郊地区におき。45 年 7 月から調査を開始し同年 12 月末に全調査を完了。46 年 3 月 8 日報告書について検討し。総括的まとめを行なつた。

3 月 31 日仮の報告書として「昭和 45 年度水産かん詰生産流通調査研究事業実績報告書」を農林大臣宛て提出したが実際の報告書が完成するのは 46 年度に入る。



政策調査部会関係では通産省の統一伝票企画立案にあたり統一伝票促進懇話会が 44 年に設置され全缶協もこの一員となつて通産省の指導のもとに検討を行なつて來たが 45 年 5 月 29 日「昭和 45 年度伝票統一推進事業」の進め方に、ついで懇話会メンバーが出席し。改めて「統一伝票推進協議会」を日本商工会議所内に設置。これにより懇話会は発展的に解散しこのメンバーは自動的に協議会に加入するという方針で商工会議所を中心として通産省の普及指導とは別に民間ベースでの普及促進を図ることになつた。その後この協議会での活発な動きはないが全缶協では 45 年 6 月 18 日東部。6 月 25 日西部。6 月 26 日中部の各政策調査部会で通産省の統一伝票を採用することに決定し。7 月 18 日付 3 政策調査部会長名で全会員。関係団体に統一伝票の普及にご協力願いたいとの文書を送付し。切替え可能な向きから採用してゆくよう呼びかけた。一方 45 年の年度末になり農林省でも統一伝票についての動きがあり次年度から通産省の統一伝票と同じホームにより。食品産業センターを中心にメーカー・サイドに対する普及活動が図られつつある。

取引合理化対策については全缶協の事業目的の一つに挙げられる重要な事項であり特に近年における企業経営の動向は人手不足や人件費の高騰で厳しい環境のもとにおかれている。この悪環境はあくまで企業努力によって克服してゆかねばならぬ問題であり全缶協では昭和46年8月18日東部、8月22日中部、3月28日西部の3地区でそれぞれ政策調査部会を開き「取引合理化対策推進事例」をもとに取り扱いの省力化問題を中心として検討した。このことについてはさらに8地区でそれぞれ内容を練りあげ全缶協としての統一的ホームをまとめたうえこれを強力に推進していくことになっている。



以上をもつて昭和45年度事業報告と致したいが。いずれにしても昭和45年度は波乱万丈の1年間であり。チクロをはじめとする添加物問題。公害問題。規格表示に関する諸々の取りきめ。そして活発な消費者運動。あるいは缶詰のイメージダウンの問題等。枚挙にいとまがない悪現象が連續し。考えてみれば暗く長い1年であった。しかしこれらの悪条件に屈することなく団結してここまで乗り越え得たことは一面この業界は勝利したのだということが出来るのではあるまいから。

19頁以下に掲げる「昭和45年度における業務状況」をもつてその他の報告にかえたい。最後に各部会の部会長をはじめとして部会員各位の献身的な活動により全缶協として意欲的な行動と積極的な諸施策がなされ得たことを付記する。

## 〔会員総数〕

昭和45年度の会員数は賛助会員を含め226社である。県別会員状況は次の通り。

県別会員一覧表

(昭和45年4月1日現在)

県名	会員数	県名	会員数	県名	会員数
北海道	4	静岡	6	大阪	22
秋田	2	長野	14	兵庫	14
岩手	3	山梨	1	岡山	3
山形	1	新潟	9	鳥取	1
宮城	5	愛知	15	広島	4
福島	3	岐阜	3	福岡	3
東京	61	富山	5	熊本	1
神奈川	5	石川	4	鹿児島	1
埼玉	1	福井	2		
千葉	6	滋賀	5		
茨城	2	京都	9		
群馬	3	奈良	1		
栃木	3	三重	4		
				合計	226

なおこの226社のうち年度内退会および46年8月31日をもつて退会するものは35社で、昭和46年度会員数は賛助会員を含め191社である。

## 昭和45年度における業務状況

会議	年月日	場所	主議題
業務用缶詰に関する討論会	4.5.4.7	名古屋国際ホテル	共同宣伝
在京規格果実・蔬菜部会	4.5.4.9	北洋商事㈱	桃缶詰の糖度、グリーンピース等の着色料について
果実飲料の規約打合会	4.5.4.14	日本果汁協会	
果実規格合同部会	4.5.4.16	北洋商事㈱	桃・みつ豆缶詰糖度等に関する件

チクロ食品一齊取締り厚生省全国へ通達 4.5.4.20

国際チーンストア協会東京大会説明会	4.5.4.21	日缶協	缶詰業界の参加について
東急缶詰まつり打合会	4.5.4.21	日缶協	第4回東急缶詰まつりについて
倉庫保管料値上げ説明会	4.5.4.22	日缶協	

旧表示の印刷缶転用の日缶協文書に対して異議申入れ 4.5.4.22

フルーツみつ豆缶詰チエリー代替品の開缶研究会	4.5.4.23	検査協会	
アスパラ缶詰懇談会	4.5.4.25	日缶協	新物アスパラガス缶詰について
釘沢一郎弁護士を訪問	4.5.4.28	釘沢法律事務所	猶予期間終了後における補償問題について
チクロ対策委員会社の第一線営業責任者による下打合会	4.5.4.30	北洋商事㈱	チクロ問題に関する現状分析、9月末時点の残缶処置対策
日本チーンストア協会との打合会	4.5.5.6	日缶協	国際チーンストア協会第14回年次会議の昼食会提供について
倉庫料値上げ説明会	4.5.5.7	日缶協	
果実・規格合同部会	4.5.5.8	北洋商事㈱	新物もも缶詰の糖度等に関する件

第2回「缶詰食べましよう週間」5月10日から全国一斉にスタート

東部地区新物缶詰情報交換	4.5. 5.1.1	北洋商事㈱	新物缶詰情報交換
理 事 会	4.5. 5.1.3	北洋商事㈱	定時總会提出議案に関する件
中部、西部新物缶詰情報交換	4.5. 5.1.4	日 缶 協 関 西 支 部	新物缶詰情報交換
在京委員会	4.5. 5.1.5	北洋商事㈱	第2回「缶詰食べましよう週間」協賛金について
倉庫料値上げ説明会	4.5. 5.1.8	日 缶 協	
添加物対策協議会	4.5. 5.2.0	日 缶 協	チクロ対策
果 実 部 会	4.5. 5.2.0	北洋商事㈱	新物チエリー缶詰

新物レッドチエリー缶詰に関する要望書農産缶工組チエリー  
部会長宛 5.2.1

第4回東急缶詰まつり 5.2.2～6.3 東急日本橋店、渋谷店

会費査定委員会	4.5. 5.2.2	北洋商事㈱	会費査定に関する件
倉庫料値上げ説明会	4.5. 5.2.5	日魯会議室	
(日缶協)規格表示委員会	4.5. 5.2.5	日 缶 協	旧表示印刷缶の取扱いについて。シール貼付の取締りとその対策
ももかん詰のJAS展示説明会	4.5. 5.2.7	ルビーホール	
4.4年度定期総会	4.5. 5.2.8	ルビーホール	
全国食品缶詰公正取引協議会定期総会	4.5. 5.2.9	ルビーホール	
統一伝票促進懇話会	4.5. 5.2.9	日本商工会議所	伝票統一推進事業の進め方について

果実飲料関係団体打合 会	45. 6. 3	日本果汁 協会	
果実野菜飲料缶詰関連 団体連絡会	45. 6.11	安田信託 銀行	

国際チエーンストア協会 14回年次会議 6.14~17  
東京プリンスホテル

東部政策調査部会	45. 6.18	北洋商事㈱	部会長、副部会長選出の 件、統一伝票に関する件
果実部会	45. 6.18	"	部会長、副部会長選出の 件、45年度部会活動の 件
食肉部会	45. 6.18	"	
蔬菜部会	45. 6.19	"	
規格部会	45. 6.19	"	
水産部会	45. 6.19	"	

新物アスパラ缶に関する要望書 6.20 日本農産缶工組  
アスパラガス部会他に提出

水産缶詰流通事情研究 会	45. 6.23	日本水産缶 詰工業組合	調査方法、委員構成等に ついて
西部政策調査部会	45. 6.25	大阪化織 会館	部会長、副部会長選出の 件、統一伝票に関する件
中部政策調査部会	45. 6.26	名古屋 都ホテル	"
アスパラ褪色開缶研究 会	45. 6.29	缶詰検査 協議会	アスパラ缶のペール褪色 について
普及宣伝部会	45. 7. 2	北洋商事㈱	部会長、副部会長選出の 件、45年度部会活動の件

理 事 会	4 5. 7. 2	北洋商事㈱	チクロに関する件 「返品には一切応じない」との理事会決議 各地方卸団体に協力を呼びかける
業界紙記者会見	4 5. 7. 3	北洋商事㈱	理事会決議事項に関する記者発表
食品加工全国団体連絡協議会	4 5. 7. 6	全国ピスケット会館	砂糖関係税に関する運動について
水産缶詰流通事情研究会	4 5. 7. 8	北海製缶会議室	調査地、調査品目等に関する件
添加物対策協議会	4 5. 7. 9	日 缶 協	5月末日在庫報告、今後の対策
果実飲料公正規約公聴会下打合会	4 5. 7. 1 3	日本果汁協会	施行規則についての検討
J A S ももかん詰懇談会	4 5. 7. 1 4	日本農業研究所	J A S ももかん詰の品位の採点について
倉庫料値上げ折衝	4 5. 7. 1 4	日 缶 協	
水産缶詰流通事情研究会	4 5. 7. 1 6	"	
倉庫料値上げ折衝	4 5. 7. 1 8	"	
果 実 部 会	4 5. 7. 2 1	北洋商事㈱	みかん、チエリー缶の情報交換、新物もも缶詰に関する件
蔬菜、規格合同部会	4 5. 7. 2 1	"	缶詰規格簡素化、フキグリンピース等の着色料に関する件
果実飲料等の表示に関する公正競争規約公聴会	4 5. 7. 2 2	経済企画庁 第 2 大蔵ビル	
旧表示印刷缶の転用について日缶協へ要望 7月23日			
釘沢弁護士煮見聴取	4 5. 7. 2 4	釘沢法律事務所	返品問題の法的解釈について
チクロ使用禁止により蒙つた損失に対する補償または融資に関する陳情。日缶協、全缶協会長連名にて7月22日～7月27日各関係大臣等に陳情			

食品業公正取引協議会 懇談会	4.5. 7.27	瑞穂会館	懇談会結成について
アスパラガス缶詰の褪色見方会	4.5. 7.29	缶詰検査協議会	
世界パンまつり	4.5.8.4~8.9	名古屋市松坂屋地階売場	
共同宣伝トップ会談	4.5. 8. 6	丸の内精養軒	全缶協、日缶協、製缶協会3会長により「缶詰料理講習会」を中心推進していく方針が決定

砂糖関係税制改正について陳情 8月13日加工食品団体27団体

在京有志懇談会	4.5. 8.18	北洋商事㈱	チクロ入り缶詰の9月末日における残缶処置等に関する件
添加物対策協議会	4.5. 8.21	ステーションホテル	チクロ対策
うにびん詰JAS見方会	4.5. 8.25	日本農業研究所	
食品缶詰業界懇談会	4.5. 8.26	ステーションホテル	全缶協、日缶協、都同業会共催 都衛生局食品監視課との意見交換
赤貝缶についての業界打合せ	4.5. 8.26	日缶協	赤貝缶のカドミウム検出について

チクロ入り食品缶詰の販売禁止以降の取扱いについて

8月27日厚生省その他関係諸官庁へ陳情

アスパラ缶詰褪色見方会	4.5. 8.28	缶詰検査協議会	
食品加工全国団体連絡協議会	4.5. 8.31	全国ピックネット会館	チクロ対策について
共同宣伝打合せ	4.5. 9. 8	製缶協会	

「サイクラミン酸塩含有食品の一斉取締りについて」

厚生省通達 9月7日

果実飲料公正規約打合 会	45. 9. 7	日 缶 協	
在京規格部会	45. 9. 8	北洋商事㈱	くり漂白問題について
赤貝缶詰打合会	45. 9. 8	日 缶 協	

9月30日チクロ販売禁止以降の周知徹底について全会員。

各地方卸売団体各県缶協宛文書を送付 9月10日

水産缶詰流通事情研究 会	45. 9. 11	日 缶 協	
公正取引協議会常任理 事会	45. 9. 14	日 缶 協	表示運用基準等について

果実飲料の日本農林規格 9月14日官報告示

公取委との懇談会	45. 9. 18	電通ビル	公取委との意見交換
小委員会に先立つ事務 局打合せ	45. 9. 19	日 缶 協	9月30日現在における 在庫数量等報告に関する 件

有明海産赤貝かん詰のカドミウム含有問題について

日缶協、全缶協連名にて日本チェーンストア協会等

に文書提出 9月21日

公取委審判官任意審査	45. 9. 24	事務局	全缶協決議に関する件
釣沢弁護士意見聴取	45. 9. 24	釣沢法律事務所	
公取委意見聴取	45. 9. 25	公取委	

N E T 奈良和モーニングショー 9月25日8時30分から  
約10分間北田専務理事チクロ問題に関する説明

(第8回) フルーツショー開幕式向ヶ丘遊園 9月26日

公取委業務担当者聴取	4.5. 9.28	公 取 委	
公取委市販品開缶研究会	4.5. 9.29	"	消費者団体の意見聴取
在京有志懇談会	4.5. 9.30	北洋商事(株)	返品問題等に関する意見交換

「果実飲料のJASマークおよび表示方法について」

農林省告示 10月5日

りんごシラップ漬JA S懇談会	4.5.10. 7	日本農業 研究所	りんご(輪切)缶詰 JAS見方会
--------------------	-----------	-------------	---------------------

「チクロ入り食品販売業実態調査書」全缶協全員に

送付 10月1日

日消連岩田友和氏へ「チクロ入り缶詰に関する回答」10月6日

全食協チクロ対策	4.5.10. 9	ピスケット 会 館	
チクロ東京都取締りに 対する業界打合せ	4.5.10.14	日 缶 協	都食品監視課の取締りに 関する要望とその対策に ついて
フルーツみつ豆のJA Sに関する研究会	4.5.10.16	日本農業 研究所	フルーツみつ豆缶規格に ついて

果実飲料に関する農林省通達 10月20日

チクロ入り缶詰東京都 取締り対策に関する業 界打合せ	4.5.10.21	日 缶 協	2次汚染、魚類味付缶詰 等に対する対策
----------------------------------	-----------	-------	------------------------

缶詰JAS規格簡素化委員会	4.5.1.0.2.2	北洋商事㈱	
水産部会	4.5.1.0.2.2	"	最近の水産缶詰販売状況 赤貝カドミウム問題経過報告
果実部会	4.5.1.0.2.2	"	みかん缶詰に関する件

「有明海産赤貝かん詰について」厚生省通達 10月22日

全食協打合会	4.5.1.0.8.0	ピスケット会館	砂糖関係税減免運動について
--------	-------------	---------	---------------

全食協「砂糖減税について」農林省陳情 11月2日

果実飲料等公正競争規約打合会	4.5.1.1.4	日缶協	
在京規格部会	4.5.1.1.5	北洋商事㈱	製造工場缶マークに関する件
果実飲料等公正競争規約打合会	4.5.1.1.9	日缶協	
日缶協規格表示小委員会との合同会議	4.5.1.1.12	"	製造工場缶マーク簡素化に関する件
果実飲料等公正競争規約公取委修正意見についての打合会	4.5.1.1.14	"	
公正取引協議会懇談会	4.5.1.1.17	"	消費者団体との「純生」「天然」等の表示に関する意見交換
缶詰JAS規格簡素化合同会議	4.5.1.1.18	"	
新年名刺交換会打合会	4.5.1.1.27	"	缶詰業界新年名刺交換会の件
製造工場缶マークに関する日缶協との有志懇談会	4.5.1.2.3	"	

食品業公正取引協議会懇談会	4.5.1.2. 8	マーガリン公正取引協議会	「純」「純生」「純粹」「純良」「ピュア」「天然」「自然」等の用語の解釈と表示について
釘沢弁護士意見聴取	4.5.1.2. 9	釘沢法律事務所	チクロ訴訟の可能性について
果実野菜飲料缶詰錫溶出防止対策委員会	4.5.1.2.10	食品産業センター	錫溶出防止対策委員会設置の件
(日缶協) 公共料金委員会	4.5.1.2.11	日 缶 協	港湾運送料金に関する件

通商産業省告示第778号により缶詰製造業は倒産関連保証による特例の適用を受ける。 45年12月17日

(第4回) アスパラ缶詰の褪色見方会	4.5.1.2.18	缶詰検査協議会	
果実野菜次料缶詰錫溶出防止対策委員会	4.5.1.2.22	食品産業センター	市販ジュース、ドリンク缶詰の実態調査とズス含有量の分析について
食品加工団体打合会	4.5.1.2.23	ピスケット会館	砂糖減税問題
(第9回) 缶詰業界新年名刺交換会	4.6. 1. 5	パレスホテル	
缶大型缶規格簡素化説明会	4.6. 1.20	日 缶 協	業界簡素化(案)について説明
果 実 部 会	4.6. 1.23	北洋商事㈱	新物みかん缶詰の情報交換
缶大型缶規格簡素化説明会	4.6. 1.28	"	簡素化の主旨、内容等について説明
フルーツみつ豆缶詰規格に関する研究会	4.6. 2. 2	農業研究所	開缶研究会
蔬菜 規 格 合 同 部 会	4.6. 2. 8	北洋商事㈱	新物缶に関する情報交換の件 工場缶マーク簡素化に関する件
理 事 会	4.6. 2. 8	"	チクロ問題に関する件。 事業活動推進の件

全食協打合会	46. 2. 10	ピスケット 会館	砂糖関係税問題について
日缶協、農産缶工組ジ ュース合同委員会	46. 2. 25	日 缶 協	果実飲料について製造業 者が守るべき表示の基準 (案)の検討
ジュースかん詰等のか ん内面異常腐蝕防止に 関する研修会	46. 2. 26	東京都中小 企業会館	食品産業センター主催

食品衛生法施行規則の一部改正について告示 46年2月26日

(日缶協)規格表示委員 会	46. 2. 27	日 缶 協	国際規格について
アスパラ 缶詰褪色につ いての打合会	46. 3. 4	缶 檢 本 部	アスパラ 褪色について

果実飲料等の表示に関する公正競争規約告示 3月5日

水産缶詰流通事情研究 会打合会	46. 3. 8	農林年金 会館	報告書の内容について
缶缶詰全国大会	46. 3. 12	京都・石長 松 菊 園	
(日缶協)規格表示委 員会	46. 3. 17	日 缶 協	国際規格。その他
チクロ対策委員会(東 部地区)東部調停委員 会	46. 3. 18	日 精 本 橋 養 軒	委員会解散の件
東部政策調査部会	46. 3. 18	*	取引合理化の件
在京規格部会	46. 3. 19	神戸銀行	国際規格。その他
共同宣伝打合会	46. 3. 20	日 缶 協	46年度缶詰普及計画(案) の検討
チクロ対策委員会(中 部地区)中部調停委員 会	46. 3. 22	名古屋ホテル	委員会解散の件
中部政策調査部会	46. 3. 22	*	取引合理化の件

チクロ対策委員会(京阪神地区)西部調停委員会	4 6. 3. 2 3	新阪急ビル	委員会解散の件
西部政策調査部会	4 6. 3. 2 3	"	取引合理化の件
共同宣伝打合会	4 6. 3. 2 7	日缶協	4 6年度缶詰普及計画(案)の検討
アスパラ缶詰褪色見方会	4 6. 3. 3 0	"	塗装缶による開缶

[ 第2号議案 ] 昭和45年度決算報告に関する件

- (1) 収支決算書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表

(1)(2)(3) および第2回「缶詰食べましよう週間」協賛金収支状況につき、北田専務理事から報告を行なつたあと、監事の株矢口屋商会萩原弥重氏から次のように会計監査の報告があつた。

「45年度決算報告はただ今北田専務理事から報告した通りで間違いなく、4月23日監査を行ない決算諸表いずれも適正であることを確認し、監事会社株ヤマムロの溝川氏も承認している。

取引銀行4行の残高証明も取つてある。また第2回缶詰食べましよう週間の協賛金残が全缶協会計とは別勘定で利息ともで1,758,574円(利息3,6794円)を神戸銀行の定期預金として積立してあることを併せご報告する。」

— 以上第2号議案の内容を議長が諮り全員異議なくこれを承認した —

# 昭和45年度収支決算書

(自昭和45年4月1日 至昭和46年3月31日)

## 収入の部

項目	予算額	決算額	対比(増減)	備考
前年度繰越金	1,957,832	1,957,832	—	
前年度分会費	—	40,000	40,000	会員2社
本年度分	7,600,000	7,110,000	△ 490,000	" 200社
賛助会費	2,200,000	2,200,000	—	賛助会員2団体
その他の	100,000	160,189	60,189	銀行利息他
合計	11,857,832	11,468,021	△ 389,811	

## 支出の部

項目	予算額	決算額	対比(増減)	財産目録計上額
1.事業費	6,220,000	4,952,116	△ 1,267,884	
①旅費	400,000	173,300	△ 226,700	
②会議費	600,000	342,423	△ 257,577	
③広報費	1,400,000	979,640	△ 420,360	
④宣伝費	3,500,000	3,177,000	△ 323,000	
⑤交際費	150,000	119,753	△ 30,247	
⑥賛助費会費	170,000	160,000	△ 10,000	
2.事務費	5,485,000	4,975,948	△ 459,052	
①人件費	3,450,000	3,864,522	△ 854,78	
②退職積立金	845,000	380,523	355,28	380,523
③借室費	470,000	471,200	1,200	45,500
④什器備品費	50,000	0	△ 50,000	
⑤電話料	150,000	105,850	△ 44,650	
⑥交通費	200,000	127,750	△ 72,250	
⑦図書費	100,000	65,980	△ 34,070	
⑧消耗費	150,000	91,215	△ 58,785	
⑨厚生費	350,000	256,762	△ 93,238	
⑩諸雑費	170,000	112,696	△ 573,04	30,800
3.予備費	202,832	100,000	△ 102,832	
①予備費	202,832	100,000	△ 102,832	
合計	11,857,832	10,028,064	△ 1,829,768	4,563,28

△印は減を表わす

収入の部合計	11,468,021	①当年度未収会費 24社 490,000円
支出の部合計	10,028,064	②退職積立金支出額には前年度分に対する受取利息40,528円が含まれております。
差引当年度 剰余金	1,439,957	

# 財産目録

(昭和46年3月31日現在)

全国缶詰問屋協会

科 目	摘要	要	金 額
現 金	期末手元有高	17,919	17,919
銀行預金	神戸銀行八重洲口支店 普通預金	3,81,825	
	" " 定期預金	5,043,43	
	三井銀行 " 普通預金	2,44,803	
	三菱銀行日本橋支店 "	2,11,657	
	富士銀行八重洲口支店 "	79,410	1,42,20,38
			1,48,9,957

## 基 金

什器備品	ゲーハ輪転機	1	51,392	
	リコピー	1	19,040	
	日経タイプ(机、スタンド他含)	1	18,560	
	事務机	4	10,700	
	事務用椅子	5	3,400	
	宛名印刷機(机、カードケース共)	1	9,400	
	応接セット	1	3,940	
	ロッカー	2	3,720	
	缶詰陳列戸棚	1	7200	
	書庫	1	6,480	
電話加入権	その他1万円以下9点		16,998	150,830
	電話架設費(増設を含む)		40,600	40,600
	定期預金			
退職積立金	神戸銀行八重洲口支店 定期預金	1,247,357	1,247,357	
前払費用	借室費 4月分	45,500	45,500	
		小計	1,484,287	
		合計	2,924,244	

当年度減価償却実施額(定額20%) 129,580円

# 貸 借 対 照 表

(昭和46年3月31日現在)

全国缶詰問屋協会

資 产 の 部		负 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	17,919	前 年 度 剩 余 金	1,439,957
銀 行 預 金	1,422,038	基 金	1,484,287
什 器 備 品	150,830		
電 話 加 入 権	40,600		
退 職 積 立 金	1,247,357		
前 払 費 用	45,500		
合 計	2,924,244	合 計	2,924,244

  

次 年 度 繰 越 金	1,439,957
当 年 度 基 金 繰 入 額	456,823

## 第2回

### 「缶詰食べましよう週間」収支報告

#### 1. 総 支 出 額

予 算 額	1,440,000円
支 出 額	- 1,197,489円
対 比 減	2,425,108円

2. 予 算 額 内 訳

全缶協宣伝費拠出	3.000,000 円
〃 会員実費負担	3.000,000 円
メーカー・団体協賛金	6.000,000 円
ペイン团体 〃	2.400,000 円
	14.400,000 円

3. 収 入 内 訳

全缶協宣伝費拠出	3.000,000 円
〃 会員実費負担	2.561,672 円
メーカー・団体協賛金( 75 社 )	6.335,000 円
ペイン団体( 3 団体 )	1.800,000 円
	13.696,672 円

4. 支 出 明 細

缶切代金總支払額	11,521,672 円( 缶切 2,056,370 個分 )
P O P 広告印刷費	288,000 円( 5 万枚分 )
缶切発送代金	142,820 円( 223 社分 )
P O P 広告荷造代金	22,400 円( " )
	11,974,892 円

5. 決 算 額 ( 3.-4. )

3.	13,696,672 円
4.	-11,974,892 円
繰 越 金	1,721,780 円
利 息 +	36,794 円
合 計	1,758,574 円

ただし予算額内訳のうちパイン関係1団体の60万円は不参加。

### 〔第3号議案〕 昭和46年度事業計画承認の件

まず北田専務理事から事業計画（案）を読みあげたあと浅井議長より次の  
ような意向が述べられた。

「全缶協は最初からなるべく主要なテーマで実行可能なものだけを事業計  
画として掲げてきた。昭和46年度事業計画（案）もそうした方針から3  
つのテーマに絞つてこれをもとに最高度に活動していきたい。

これは理事会でも承認いただいており、特に異論がなければ原案にて承認  
願いたい。」

— 以上の意向に対して全員異議なく第3号議案を可決 —

### 昭和46年度事業計画

昭和45年度の事業活動はチクロ禍にはじまりチクロ対策で明け暮れたかの感  
が強いが、この未曾有の事件のなかにあつて当協会が標榜するところの「缶詰  
の品質向上とそのイメージアップ」「問屋マージンの適正確保と諸施策の推進」  
そして「消費促進のための普及宣伝の実施」という三大方針をその活動の中に  
おり込みつつこれが実現化に勢一杯の努力を払ってきた。

さて、新年度の活動計画は全缶協創立第6年目となるが、この若い歴史の基盤  
に立ち、有力問屋の結集する全国団体にふさわしい実行力、政治力をさらに陶  
冶し意欲的諸事業の推進を図つて行かなければならない重要年度を迎えている  
といつてよい。

いずれにしても新年度はあまりに多くの課題が提起されており、これが解決の

ため全缶協は旧に倍する団結力をもつてここに掲げる昭和46年度の根幹となるべき事業計画の遂行を期し全会員はひたすら邁進せんとするものである。

## 1. 消費者対策と缶詰イメージアップの促進

消費者保護の基本に立ついわゆる消費者運動は急速な高まりを見せているが、缶詰に対する消費者感覚、消費者知識は必ずしも正しい受け入れ方はしておらず、今後大いに缶詰の持てる特性を啓蒙しその関心度、理解度を高めるための積極的な活動を推進して参らなければならないことが痛感される。

おりから46年度は日本に缶詰が誕生して100年目に当たり、缶詰業界自体としても新らしい転換期を迎えており、これを契機にさらに消費者に密接することに努力し、品質の向上、適正な表示についても勿論のこと情報の提供、苦情の相談にも応え、缶詰が消費者に信頼され歓迎されるよう業界挙げて前向きの姿勢で取り組むとともにこの1年は缶詰のイメージアップを積極的に図り、4年目を迎えた缶詰共同宣伝と相呼応し販売促進の実を挙げんとするものである。

## 2. 取引の合理化と適正利潤確保のための諸施策の推進

最近における問屋経営は人手不足や人件費の高騰、そして流通構造の急テンポな変化等、厳しい環境の中にあって利潤の追求はより一層困難となつて来ているが、これらの悪環境は何としても企業努力によつて克服してゆかねばならない課題であり、販売陣営の権威ある団体としての当協会は協会独自の立場から提起される諸課題の解決に先陣を切つて対処して参りたい。

そのためには取引きの合理化等をきめ細かに練りあげ、具体化するととも

に、缶詰の需要と供給の調整、あるいは過当な競争の排除等、全缶協としての適正な位置づけを施し、もつて適正な利潤の確保を推進し缶詰産業の健全なる発展を促さんとするものである。

### 3. 関連団体、諸官庁との連絡、協調

共存共栄の理念なくして業界の発展はあり得ないが、当協会は製造業者と販売業者の協調、連絡は無論のこと、消費者、対官庁ぐるみの広い視野に立ち諸施策の実現化を図りたい。

そのためにはまず協会内部の团结力を培うとともに各部会における部会活動の機能、充実化をおしすすめ提起される諸問題に対処したい。

特に昭和46年度は公害問題、自由化問題、食品関係3法に関する整備、改廃、これに加えて勧告食品国際規格法等々、全缶協としての活動分野はいよいよ多岐にわたろうとしている。このため全缶協はより緊密に関係団体、関係官庁と連繋を図り、相協調して缶詰業界の前進に資する所存である。

以上の事業計画をもととして年度内の作業綱成をなし、適確にして迅速なる処置を行ないたい。

#### 〔第4号議案〕 昭和46年度会費賦課徴収方法の件

浅井議長から次の意向が述べられた。

「会費の額については昨年度会費査定委員会で4万円以上の会員店に対し約2割値上げし2～3万円クラスは据置きとした。本年度は次の議案の昭和46年度収支予算(案)で諮るが、人件費を15%アップしている。しかし本年度会費は値上げせずにやつていけるというメドがたつので昭和46年度会費賦課については昨年度会費と同じ額とし、徴収方法は本総会で承認いたただければ早速事務局から請求書を届けるので年間会費を一括前納していた

だくということに致したいがいかがか。」

これに対して全員異議なく第4号議案を承認した。

### 〔第5号議案〕 昭和46年度収支予算承認の件

昭和46年度収支予算(案)を北田専務理事が報告したあと、浅井議長から次のような説明があつた。

「46年度収支予算(案)はただ今専務理事から報告した通りであるが、収入の部の会費は687万円、会員189社である。これは4月1日以降新年度に入つてから45年度分の会費を納めて来たところが14社あり、従つて実際には28万円ばかり収入が増えているが。これは45年度収支決算書の会費の項に「前年度分」とあるがこれと同じ扱いがなされると理解ありたい。支出の部で事業費の一番大きなのは宣伝費で250万円計上した。

また事務費の中の入会費は1%アップした。  
①入会費、②退職積立金。  
③借室費が増加しているが、との項目は調整がきくので特に問題はないと思う。ただ今後いかに宣伝費を捻出していくか頭を使つていかなければならない。

本年度の宣伝をどう展開するかまだ具体案を持つていないが、第2回缶詰食べましよう週間のように有志の方から協賛願うといった方法もある。いずれにしても約175万円の協賛金残があり、これにプラスして本年度全缶協宣事業としてなにをやるか効果的な宣伝方法をみなさんと相談して参りたい。その場合に当予算の範囲内で款項目の流用を認めてもらうということでお承認いただきたいが。」

大橋錦取締役社長大橋庄三郎氏からの会員189社ということは会費未納の会員は本年度予算から落しているのかとの質問に対して、浅井議長は次のふうな答弁を行なつた。

「年度末の3月31日になつても会費未納となつていた24社はおとしており、本年度の予算に入つていない。しかしこのうち14社は4月1日以降になつて会費を払つて來たのでこの14社は会員復活となる。あとの10社は缶詰食べましよう週間の缶切を受取つているにも拘わらず会費を払つてこない。缶切は2万8千円位の代金に相当し2万円の会費以上のものを届けているわけだがこれらの会員は全缶協の活動が本当にわかつていない面がある。

なお次の議案でお諮りするが会費未納のまま会員としておくと会の運営が出来なくなるので切り捨てたいと思う。」

— 以上第5号議案を詰つたところ全員異議なく原案  
通りこれを承認 —

### 昭和46年度収支予算

(自昭和46年4月1日 至昭和47年3月31日)

#### 収入の部

項目	予算額	備考
繰越金	1,439,957	
会費	6,870,000	会員 189社
賛助会費	2,200,000	2団体
その他	150,000	銀行利息。その他
合計	10,659,957	

支 出 の 部

項 目	予算額	備 考
1. 事 業 費	4,800,000	
① 旅 費	3,000,000	会長、副会長、専務理事、職員の出張旅費
② 会 議 費	500,000	総会、理事会、部会、懇談会などの会場費、経費
③ 広 報 費	1,200,000	月報、議事録、定款など事業に伴う印刷費、発送費他
④ 宣 伝 費	2,500,000	販売促進に伴う費用、新聞、その他の広告料、普及活動費
⑤ 交 際 費	150,000	会長、副会長、専務理事、職員の対外折衝に伴う費用
⑥ 賛 助 費 会 費	150,000	日本缶詰協会賛助費、全国食品缶詰公正取引協議会会費、その他
2. 事 務 費	5,808,000	
① 人 件 費	3,920,000	役職員の給与、賞与、手当
② 退職積立金	392,000	年間給与の1/0分の1以上
③ 儵 室 費	546,000	12カ月分の家賃(光熱費を含む)
④ 什器備品費	80,000	備品、什器
⑤ 電 話 料	150,000	電話、電報、その他
⑥ 交 通 費	150,000	役職員の通勤手当、都内交通費
⑦ 図 書 費	70,000	年鑑、新聞、専門書、その他
⑧ 消 耗 費	100,000	事務用品、日用雑貨、その他
⑨ 厚 生 費	80,000	職員の保険料、保健衛生費、その他車輌金等
⑩ 諸 雜 費	150,000	修繕費、その他雑費
3. 予 備 費	51,957	
合 計	10,659,957	

(註) 但し上記の款項目流用は認めます。

## [ 第6号議案 ] 退会会員に関する件

浅井議長から次のような意向が述べられた。

「5号議案で説明した通り、8月31日現在で未納会員24社あつて、このうち14社が46年度に入つた4月1日以降になつて会費を払つている。このなかには合併等により退会届が来ているところがあるが、会費未納の会社は10社となつてゐる。これらはいまから会費を納入されたいといつても見込みがないので切り捨てるが、この10社のうち退会届が5社來ている。未届の5社のうち2社はもう既に店がないので退会届を要請するといつても無理であり、残り3社が除名対象となるわけだが、それでは気の毒だと思うので「会員資格の停止」ということに致したい。これは1年間会員の資格を停止しその間に会費を納入し会員復活の希望あれば次年度からまた会員として認めるということに致したい、と思うがいかがか。」

— 以上浅井議長の提案に対して全員異議なくこれを承認した —

## [ 第7号議案 ] その他の事項

特に事務局で資料は用意していなかつたが缶詰共同宣伝に関連した事項につきのように報告を行なつたあと大橋・榎大橋・庄三郎氏、榎長野中央市場橋本憲二氏から意見が出された。

### 1. 缶詰共同宣伝、缶詰フェアについて

まず浅井議長から次のような説明があつた。

「本年は日本で缶詰が生れて100年に当るのでこの機会に東京、名古屋、大阪、福岡、仙台、札幌の6都市で缶詰フェアを開催しようといふもので、缶詰百年祭りでただ業界が手を打つて祝い合ういわゆる従来の缶詰大会のようなことはやりたくないというのが田上会長の考え方

であり、実質的な宣伝ということで東京、大阪は140万円。その他は100万円を共同宣伝予算から拠出し実施に移すことになった。実は名古屋で中日新聞主催による愛知県産業フェアが毎年開かれており、こしは6回目位になる。新聞社主催だから動員力もあり、昨年は50万人動員の実績がある。缶詰フェアもこれにのるよう推進し参加にこぎつけた。この催しは5月15日から5月30日までの16日間名古屋市愛知県産業貿易館で行なわれているが非常に成功しており、その他都市もこれを参考にしたらよいと思う。」

引き續いて北田専務理事から次のような報告を行なつた。

「ペターリビングショーナゴヤ'71は5月15日から5月30日までの16日間愛知県産業貿易館において開催中であり私は15日の開幕式に名古屋に行き状況を見てきたが、列をつくつてオープンを持つというほどの人気であつた。

缶詰フェアのコーナーは1階で2階の上り口にあり参觀者は100%そこを通るという非常にめぐまれた場所である。広さは6m×1.8mでこれを2つに区切り片方では料理実演を。片方はガラポンの抽選機を配置し、アンケート用紙の問い合わせに適当な答を記入してくれた人に對し「缶詰うまれて100年貯金缶」をもれなく進呈し、またブランド別に担当日を決め、ガラポン抽選により1日600人分のうちの10人に1缶づつの缶詰が贈られている。地元から係員を2人派遣しているが大変な忙がしさである。

その他に缶詰に対する消費者からの質問に答えるべく相談員を置いていたが適格な応答をしていた。5月26日は特に地下催し場で缶詰料理講習会が開かれることになつて、また主催者側でもアンケートをとつており15日～24日の期間内に投書した人に25日商品別の抽選会を行ない、地元提供により1等は1年分の缶詰が5人当る催しもあり多数

の参観者でにぎわっていた。80日まで開催されているので是非見ていただきたい。

東京関係でもいろいろ企画を進めており、缶詰フェアー東京地区実行委員会を開いて検討し、八重洲口の大阪ビル地下催場で開催の段取りである。

さらにことし有力な宣伝として7月19日から24日の6日間NHKテレビ全国ネットによる「きようの料理」が午前9時40分から20分間放映され、午後3時40分から再放映される。

講師は堀江やす子女史。NHK出版部から出版されるテキスト「きようの料理」は75万部市販されているがたちどころに売り切れてしまうということである。このテキストに共同宣伝予算で70万円の色刷り広告を出し3団体名で載るほか「かんづめ特集」として20頁余りの缶詰料理が掲載される。この期間中は全国的に車内吊広告をNHKが自動的にやることであり大きな宣伝効果が期待される。またこれと同時にNHK料理教室と同じ実演を都内の百貨店、松坂屋、西武、二幸、渋谷、東急の4店でやることになった。これは百貨店側から是非やらしてくれとの積極的な意向によるもので参加者には料理テキスト、貯金缶、缶切等を進呈する計画でそれぞれのデパートが持ち味をいかした催しなろう。料理テキストは1冊140円であるが2割5分引きで1冊105円で手に入る所以これを会員に送ることにしており、6月中旬頃にはお手元に届くと思う。」

缶詰フェアーの件で大橋大橋庄三郎氏から

「缶詰フェアー実施計画の6都市から京都がはずされており、なんとか考えてもらえないか。予算が少なければ少なくてよい。残りを京都の業者が持てということならわかるが初めから落されるということは納得いかず再考を願いたい。」

以上の発言に対して浅井議長から次のような説明があつた。

「共同宣伝の方で決めてしまつたことでこの基本をいま議論しても仕方がない。案を示してもらえば共同宣伝で駄目なら全缶協でやることも出来る。私は缶詰フェアよりもN H Kの料理講習に合わせデパートとタイアップして料理実演をやるのがより効果的だと思う。」

## 2. その他の意見

大橋櫻取締役社長大橋庄三郎氏から次のような発言があつた。

「過日の理事会に病気のため欠席して申訳がなかつたが、議事録をみると関西地区の出席は理事10名中8名が欠席であつた。これでは東京の方に迷惑を掛けるし、本部集中のかたちになつてしまふ。たまには会合を名古屋、大阪で開いてもらいたい。会費2万円クラスは全缶協を理解していない。月報で協会の活動は知らされているが主要な内容だけではなくもつと詳細に一般会員に知らしめるようにしてもらいたい。」

また(株)長野中央市場常務取締役橋本憲二氏からは46年度事業計画に関し次のような発言があつた。

「全缶協の46年度事業計画で第2として「適正マージンの確保」ということをうたつているが特にこうしたことをうたわなければならないということに業界が低いレベルにあるという感じがした。チクロ問題が全く流通部門の考慮なしにとられたことにより、この影響でますます高コスト。市況低迷し適正利潤の確保が至難となつてきた。適正利潤の確保が強力なかたちで反映するような計画を盛りこんでいただきたい。」

次年度の事業計画には適正利潤の確保といったことではなく具体的な運動方針のもとに強力に展開されるようお願いしたい。」

これに対して浅井議長から次のような説明があつた。

「私は長野県缶詰食品問屋連盟の顧問をしているが、長野県下の問屋は非常に熱心だ。貴方がいわれた通りであり、業界のレベルが低いことは

事実だと思う。協会の事業計画としては具体的よりも最大公約数のスローガンをたて細部的に具体案をたて推進するということになるがしかしこれも中央に任せきりといつたことではだめでそれぞれの企業が努力しそれをわれわれがバックアップするといつたことでなければ効果がない』

以上で本總会の全議案の審議を終了する。

— 16.30時 終了 —

昭和46年5月20日

議長 浅井二郎

署名人 鈴木 崇

署名人 新井新也

## 全国食品缶詰公正取引協議会 理事会・定時総会

日 時 昭和46年5月19日 15.30～17.00時

場 所 丸の内ホテル

議 案 1. 昭和45年度事業報告の件

2. 昭和45年度収支決算ならびに財産目録の件

3. 昭和46年度事業計画の件

4. 昭和46年度収支予算ならびに会費の額および徴収方法の件
5. 規則第3号別表3および別表6一部変更に関する件
6. 理事ならびに監事改選に関する件
7. 新規加入会員承認の件（理事会議案）

## ※ 理事会・定時総会の概要

時間の関係で理事会、定時総会は同時開催となつた。理事会は理事、監事39名中委任状を含め32名出席。定時総会は会員395社中、委任状を含め278社出席でいずれも適法に成立。審議の結果、全員異議なく原案通り全議案を承認した。

### 1. 昭和46年度事業計画

次の事業計画のもとに推進していくことになつた。

- 1) 会員に対し、公正競争規約ならびに規則の周知徹底を図り、表示の適正化につとめる。
- 2) 製品の試買検査を行ない、表示の適正化を図る。
- 3) 消費者との接触につとめ、規約に関する理解を深める。
- 4) 表示事項に関する苦情処理を行なう。
- 5) 各地区よりの情報の蒐集につとめ、その調整を図る。
- 6) 関係官庁ならびに関係団体との連絡を密にし、業務の円滑な推進を図る。
- 7) 地区委員会の結成を促進し、本部との連絡を密にするとともに、各地区毎に上記1項より6項に掲げる事項の円滑な処理をはかる。

### 2. 規則第3号別表3および別表6一部変更について

缶詰開缶審査会等で消費者団体から問題とされる「なめこ」の表示について以下の通り改正する案が示され。さらに農産缶工組とも協議したうえその表現を決定し、公取委事務局に提出することになった。

別表3 形状中なめこの基準改正(案)

現 行	改 正 (案)
つぼみおよび開きの別を示す缶記号の読み方の説明をすること。	<p>つぼみにあつては「つぼみ」。開き(ブローカンを含む)にあつては「開き」と示すこと。 (注)</p> <p>(1) 図柄は原料なめこの全形を表わすものであること。ただし、つぼみにあつては皿盛りの図柄を用いてもさしつかえない。</p> <p>(2) 「つぼみ」および「開き」の文字の大きさは、9ポイント以上の肉太活字とする。</p> <p>(3) 「開き」は「ひらき」と示してもさしつかえない。</p>

別表6 内容個数中なめこの基準追加(案)

品 名	基 準 (案)
な め こ	つぼみにあつては、大きさを表わす記号L・M・S・T・開き(ブローカンを含む)にあつては、大きさを表わす記号J・E・Pおよび形状を表わす記号の説明をそれぞれ示すこと。

### 3. 公正競争規約施行規則の運用基準案について

公正競争規約第8条（必要な標示事項）にもとづき会員よりいろいろな照会があり、次のように運用基準（案）としてとりまとめたものである。

### 公正競争規約施行規則の運用基準（案）

#### 1. 品 名

46. 5. 19

品 名	運 用 基 準 （案）
さ け	<p>「しろさけ」および「からふとます」の缶記号の読み方を説明する場合の缶記号の読み方はつぎの例に準じて示すこと。</p> <p>品名の缶詰マーク（上段）の説明</p> <p>このさけ缶は、さけ科さけ属の魚種を使用しております。つぎの2つのさけ（サーモン）は、缶マークはちがいますが、品質は同じものです。</p> <p>U S N ..... チヤムサーモン</p> <p>P S N ..... ピンクサーモン</p>
く じ ら	有鰐類鯨肉を用いたものは「ながす」。有歯類鯨肉を用いたものは「まつこう」と示すことができる。
まぐろ・かつお	まぐろすぶた煮を「まぐろ中華煮（すぶた風）」と示すことができる。
桜 桃	「レッドチエリー」と示すことができる。
な し	1. 廿世紀にあつては、「廿世紀なし」又は「廿世紀」と示すことができる。

ぶどう

2. 「洋なし」を「西洋なし」と示しても差支えない。
1. ネオマスカットを「マスカット」と示すことはできない。
2. マスカットオブアレキサンドリヤ、ネオマスカットおよび巨峰以外の品種にあつては、品名を「ぶどう」と示すこと。

フルーツみづ豆  
果実

1. プランデー入り、はちみつ入り等固形物以外のものを添加した場合は、つぎのとおり示すこと。
  - (1) 品名は「フルーツみづ豆」と示すこと。
  - (2) 「はちみつ入」、「プランデー入」等は、品名を併記せず、説明文中にその旨を示すこと。ただし、混入率を示した場合は別掲することができる。
  - (3) あんみづ豆、あずきみづ豆等一般的名称のものにあつては、これらの名称を品名として示すことができる。
2. みかん、もも等の果実缶詰に、少量のチエリー、レモン等他の固形物を添えものとして添加した場合は、つぎのとおり示すこと。
  - (1) 品名は「みかん」、「もも」等と示すこと。
  - (2) 品名に「チエリー2ヶ入」、「レモン○○切れ入」と併記すること。
  - (3) 標示固形量は、チエリー、レモン等添加した果実の重量を含まない。
3. フルーツみづ豆にチエリーを入れることを原則として必須条件とする。ただし、チエリーに替るぶどう、いちご、パイン等チエリーと同等又は同等以上の価値

鶏 肉	「チキン」と示すことができる。
羊 肉	「マトン」と示すことができる。
共 通 事 項	「〇〇のみかん」等と示さず。「〇〇みかん」等と品種名以外の用語と品名を直結して示す場合は、品種名以外の用語と品名の文字は、行を変えるか、若しくは文字の大きさを変えて示すこと。

## 2. 原料の品種

まぐろ水煮・ 油 づ け	ホワイトミート。ライトミートを「ホワイトツナ」、「ライ ットツナ」と示すことができる。
さ け	サーモンペーストは魚種名を示す必要がない。
フルーツポンチ	和なしを使用した場合は、「和なし」と示し、洋なしの 場合は「なし」と示すことができる。

## 3. 形 状

ま ぐ ろ	調理の方法を示して「一口煮」と示すことができる。
も も	1. 2ツ割、4ツ割およびスライス以外のものにあつて は、「ピーセス、(小切れ)」と示すこと。 2. 2ツ割のものにあつては、「2ツ割」と示すことによ つて、果実の全形の図柄を示すことができる。
み か ん	1. サイズものは原則としてそのものの図柄。ブローク ンは果実の全形の図柄を示すこと。 2. ブロークンとジユース用の場合の表示。図柄は同一 のものは使用できない。

	<p>3. 「ブロークン」と示したものにあつては。原形の果粒の2分の1以下の断・細片果粒の混入が、固形量の15%以内であること。</p>
パインアップル	<p>1. クラッショウは「ジュース用」と示すこと。</p> <p>2. パインカットは、品名を「パインアップル」と示し、「チップト(6ツ割)」又は「ビーセス(小切れ)」と示すこと。</p>
共通事項	<p>1. 果実、野菜等の断・細片にあつては、「ミキサー用」又は「ジュース用」と示すことができる。</p> <p>2. 形状を示す用語は、原則として品名に直結して示さず別個に示すこと。</p>

#### 4. 甘味料

糖度	<p>原則として糖度は示すことはできない。ただし、次の場合は示すことができる。</p> <p>もとも甘味料が糖類のみであつて、業務用の1号かかん2号かんで糖度16%以上19%未満のものにあつては、糖度16%と示すことができる。</p> <p>チエリー 甘味料が糖類のみであつて、糖度13%以上18%未満のものにあつては、糖度18%と示すことができる。</p>
みかん	業務用の2号かん以上の大型かんのブロークン。ジュース用で糖度13%以上16%未満のものにあつては糖度13%と示すことができる。
糖類	全糖と示す場合の糖類とは、しょ糖、ぶどう糖、果糖。

水あめ又はこれらを混合したものいう。

### 5. 原料の配合割合

野菜煮類似製品	魚肉・畜肉野菜煮の規定に準じ、固形量に対する魚肉または畜肉の配合割合を示すこと。
調理食	カレーおよびビーフシチューの肉量は示すことはできない。
魚肉・畜肉野菜煮・フルーツみづ豆	肉量またはフルーツ量が基準以上に配合されている場合は、その実際の配合割合を示すことができる。
ベビーフード	2種類以上の魚肉等を配合した場合は、魚種別に固形量に対する百分比を示してもさしつかえない。また品名に「魚肉〇〇%」と示した場合は、原材料欄に魚種名を示すこと。
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原料配合の割合を示す場合、ベビーフード以外は原材料欄に示すことができる。</li> <li>2. 原料の配合割合を示す場合、〇〇%以上の「以上」の字句を省略することができる。</li> </ol>

### 6. 内容量

内容量の標示単位は、筆記体の小文字( g・Kg )を用いることができる。

### 7. 添加物

- 1) 2種類以上の添加物を示す場合は、「合成甘味料・合成着色料・合成糊料添加」と一括して示すことができる。
- 2) 製造の過程において用いた添加物は、「〇〇剤使用」と示すこと。(発色剤・酸化防止剤・漂白剤)
- 3) 「厚生省指定添加物使用」等の標示は、説明文以外には示すことができない。
- 4) 包括的名称を示した場合は、「赤色3号」等と化学品名を併記すること

ができる。

- 5) 原材料欄に示す場合は、行をかえて別個に示すこと。
- 6) 原則として 6 号( 7.5 ポイント ) 活字以上で示し。やむを得ない場合に限り 7 号( 5.5 ポイント ) 活字以上で示すことができる。

## 8. 特選等

- 1) 「ファンシークオリティ」等特選に準ずる用語を示した場合は、改めて「特選」の文字を示すこと。
- 2) 特選の文字は品名に直結して示すことなく、別個に示すこと。

## 9. 説明文

- 1) ブランドに対し「世界の水準をゆく」などの表現をさけること。
- 2) 説明文で「最高の原料を使用し」などと表現することはさしつかえないが、「最高の製品である」など、製品を対象とする文言は認めない。

## 10. 業務用・徳用等

- 1) 「家庭用」、「徳用」、「普及品」の表示は認めるが乱用しないこと。  
「徳用」と示すことはできない。
- 2) 「業務用」と示したものであつて、小売店頭等で一般消費者を対象に販売される場合は、規約にもとづいて表示を行なうこと。

## 11. 主要部分

かんの高さがかん径の 2 分の 1 以下のかん型にあつては、かんのトップを主要部分とすることができる。

## 12. 図柄

内容物に、一般的に装飾用とみられるものを添えた図柄を示すことはさしつかえないが、一見内容物と誤認されやすいものはさけること。

## 13. その他共通事項

- 1) 表示文字 特に規定しないかぎり、漢字、ひらがな又はカタカナいづれを用いててもよい。

2) 宮内庁 ご用達等 亂用をさけること。

#### 4. 理事・監事改選について

次の通り役員が決定した。

会長	田	上	東	稻	氏
副会長	浅	井	二	郎	氏
"	高	崎	芳	氏	氏
常任理事	隅	野	勇	氏	氏
"	北	田	久	雄	氏
"	山	崎	力	氏	氏
理事	碓	氷	勝	三郎	氏
"	矢	住	清	亮	氏
"	村	上	孝	一	氏
"	小	泉	武	雄	氏
"	内	田	一	郎	氏
"	原	原	喜	三郎	氏
"	石	原	健	男	氏
"	谷	谷	正	二介	氏
"	細	谷	広	吉	氏
"	宮	崎	鉱	氏	氏
"	井	上	有次	郎	氏
"	小	出	孝	之	氏
"	吉	村	一	郎	氏
"	天	野	茂	一	市
"	石	川	太	市	氏
"	信	田	孝	造	氏



## 5. 会員異動について

業種	45年 4月1日	加入	脱退	46年 8月31日
製造業者	311	7	9	309
販売および輸入業者	68		8	65
容器製造業者	10			10
事業者団体	11			11
計	400	7	12	395

なおこの件に関して日本製缶協会から、旧印刷缶の取扱いについて次のような文書提案があつた。

昭和46年5月24日

写 全国缶詰問屋協会 御中  
 日本農産缶詰工業組合 御中

全国食品缶詰公正取引協議会 御中

日本製缶協会

### なめこ印刷缶の件

先日の貴会定時総会で、なめこ缶詰の表示が

つぼみにあつては “つぼみ”

開きにあつては “開き” と示すこと

と改正されました。従来が缶マークの説明を表示することにより、つぼみと、開き、と共に出来るようになつてゐたため、このような旧印刷缶が当協会会員が手持ちしているだけで、約40.000%あります。この他にパッカー在庫も有ると思いますので、總数では相当の数量になるものと思われます。

就いては、今回改正の実施に当つては、規約の付則2に準じて取引協議会が別に定めた日までに製造した印刷缶を使用するものについては、この改正規則を適用しないことを取り決めるよう提案致します。至急本提案について協議するようお願い申しあげます。

まずは　お願いまで

## 製造所個有の記号の整理について 厚生省環境衛生局長に要望書

日缶協 全缶協両会長名をもつて 5月4日付で「かん・びん詰食品の食品衛生法に基く製造所個有の記号の整理について」厚生省環境衛生局長宛に以下の文書を提出。要望を行なつた。

(写)

厚生省環境衛生局長

浦 田 純 一 殿

社団法人 日本缶詰協会  
会長 田 上 東 稲

全国缶詰問屋協会  
会長 浅井二郎

かん。びん詰食品の食品衛生法に基く  
製造所個有の記号の整理について

拝啓 いよいよご清栄のことおよろこび申しあげます。

平素より業界に対しましては、種々ご高配を賜わりありがとうございましたお礼申しあげます。

さて、かねてよりご指示をいただいておりました表記については、去る1月21日開催の日本缶詰協会臨時総会および2月8日開催の全国缶詰問屋協会において、それぞれ次のとおり方針を決定いたしましたので、ご報告申しあげます。

なお、本会ならびに地方組合・団体に所属している食品かん。びん詰製造業者のリストを都道府県別に作成いたしましたので、注1) ご高覧の上、その他の員外者の取扱い等について、よろしくご指示を賜わりたくお願ひ申しあげます。

まずはご報告かたがたお願ひまで。

敬 具

記

かん。びん詰食品の食品衛生法にもとづく製造所個有の記号の整理について

1. 方 针

- 1) 製造所個有の記号と都道府県別一連番号による記号について、一製造所につき各1ヶに限り認める。
- 2) 製造所個有の記号は、ローマ字またはローマ字とアラビア数字の組

合せによるものとし、5文字以内とする。

3) 都道府県別一連番号による記号は、都道府県を表わすローマ字の2文字の組合せによる記号を冠した製造所を表わす2ケタのアラビア数字による一連番号による。

ただし、都道府県を表わす記号は、漁船法施行規則(昭和25年8月21日付、農林省令第95号)により定められたものを準用する。

(注2)

2. 実施予定期 昭和48年4月1日

(注1)

#### 食品かん・びん詰製造業者について

食品かん・びん詰製造業とは、下記に該当する食品かん・びん詰を製造する事業者をいう。

記

##### ○ 食品かん・びん詰の定義

食品をかん・びん又は合成樹脂容器に密封し、加熱殺菌を施したもの

をいう。

ただし、以下の飲食物を除く。

- (1) 酒税法に規定する酒類
- (2) 食品衛生法に規定する乳および乳製品
- (3) 薬事法に規定する医薬品および医薬部外品
- (4) 食品衛生法に規定する指定業種中
  - a 清涼飲料水製造業に係る製造品目(かん詰を除く)
  - b ソース製造業に係る製造品目(かん詰を除く)

注2)

都道府県別を表わす記号

北海道	H K	青森	A M	岩手	I T
宮城	M G	秋田	A T	山形	Y M
福島	F S	茨城	I G	栃木	T G
群馬	G M	埼玉	S T	千葉	C B
東京	T K	神奈川	K N	新潟	N G
富山	T Y	石川	I K	福井	F K
山梨	Y N	長野	N N	岐阜	G F
静岡	S O	愛知	A C	三重	M E
滋賀	S G	京都	K T	大阪	O S
兵庫	H G	奈良	N R	和歌山	W K
鳥取	T T	島根	S N	岡山	O Y
広島	H S	山口	Y G	徳島	T O
香川	K A	愛媛	E H	高知	K O
福岡	F O	佐賀	S A	長崎	N S
熊本	K M	大分	O T	宮崎	M Z
鹿児島	K G	沖縄	O N		

アスパラガス缶詰の原料対策について  
北海道庁に要望書

46年5月1日付部発第228号で全缶協蔬菜部会長名をもつて北海道庁農産

園芸課長宛に「アスパラガス缶詰の原料対策について」要望書を提出し、同時にその(写)をメーカー、協同組合等に送付した。要望書内容は次の通り。

北海道庁

農産園芸課長 殿

全国缶詰問屋協会

蔬菜部会長 大橋 庄三郎

### アスパラガス缶詰の原料対策について

拝啓 ますますご隆昌にて大慶に存じます。

さて、新物アスパラガス缶詰もいよいよ全国各地にて製造開始の時期となりましたが、御地北海道羊蹄山麓地区のことしの原料価格はKg当たり1級220円、2級190円の暫定価格が決定したとの情報を得。缶詰の全国唯一の御団体である弊協会員一同、消費の実情を無視したような取り決めであると誠に残念に思つてゐる次第であります。

長い年月をかけてここまで成長して來たアスパラガス産業ではあります。このような消費の実態から遊離した原料価格の取り決めはアスパラガス産業を自滅に導く行為であると憂慮致しております。

つきましては販売業者の立場から卒直に内販市況の実情をここにお伝えするとともに今後のアスパラガス原料対策につき合理的な栽培、円滑な原料集荷、適切な原料価格の算出等大所高所から道府ご当局のご高配賜わりた

くお願い申しあげます。

1. ことしのアスパラガス缶詰の国内市況から見て新物にあつては原料価格に関係なく消費面においてホワイト(250g缶)は価格据置き。グリーン(250g缶)はそれより20円格差をつけなければ消化は困難な状況にある。(即ち昨年の価格においては消費抵抗があつて販売停滞繰り越レットックになっている)
2. 台湾アスパラガス缶詰の生産は年毎に増え、国内にも相当量が輸入されるようになつてきた。また品質も向上してきており、4号缶の国産アスパラガスのホワイト1缶の価格で台湾アスパラガス缶詰のホワイトが2缶購入できる実情にあり。業務用をはじめとして消費者筋に定着しつつある。  
さらに韓国においても本格的アスパラガス缶詰の生産に取り組んでおり、品質も良好なものがすでに国内流通を見ている。
3. 原料対策については常に国際価格を考慮に入れた指導がなされない限り、今後の発展をのぞむことは不可能であり、やがては坐折の憂き目を見るることは自明である。
4. 以上のような観点からして原料価格の決定は慎重にして賢明に対処せられるべきであり、いたずらに生産者のゆきぶりによつて年々とめどなく原料値上げがなされてゆくことは米価問題と異ならず自殺行為であるとすら考えられる。
5. 原料規格についても厳重なる指導管理が必要であり、特にアスパラガス収穫の折り茎長をいまなお17cmとされているのは時代おくれの感が強く、14cm茎長に改められるよう希望するとともに、原料取引において規格が厳守されるようご指導賜わりたい。  
(内地のアスパラガス生産者一工場は当初より14cmである)

以上申し述べた点を特にご留意なされ。アスパラガス産業が今後とも健全

に成長して参りますよう格段のご指導。ご処置のほどを賜わりますようお願い申しあげます。

敬 具

〔届け先〕

(メーカー) クレードル興農株(東京、札幌)  
日本アスパラガス株  
北海道あけぼの食品株  
北海道食糧缶詰株  
北幸商事株  
洞爺食品株  
仁丹食品株(東京、北海道)  
ラーグ食品株  
岩手缶詰株  
清水食品株  
新海アスパラガス株  
岐阜県缶詰株

(農業協同組合)

喜茂別町	留寿都村
伊達町	虻田町
真狩町	ニセコ町
俱知安町	大滝町
豊浦町	洞爺村
京極町	壯瞥町

(町 村 長)

喜 茂 別	留 寿 郡
伊 達 町	虹 田 町
洞 爺 村	京 極 町

— ◇ — ◇ —

### 日 本 缶 詰 協 会

日本農産缶工組アスパラ部会

北海製缶（東京・小樽）

北海道アスパラガス協会

日本アスパラガス缶詰協議会

全 缶 協 蔬 菜 部 会 員

株 東急百貨店 卸売部

### 在 京 規 格 部 会

日 時 昭和46年5月10日 13.30~15.30時

場 所 北洋商事㈱ 会議室

内 容 1) なめこ缶の図柄表示について

2) もも缶詰の規約変更について

3) 商品別勧告食品規格について

4) そ の 他

出席	全国缶詰問屋協会	規格部会長	橋田春男氏
	野崎産業㈱		上滝雅三氏
	㈱明治屋		高崎康二氏
	住商フーズ㈱		谷口正生氏
	北洋商事㈱		三戸正義氏
国	分㈱		安田銀次郎氏
全国缶詰問屋協会		専務理事	北田久雄氏
"		記録	中沢和雄

## ※ 部会協議の概要

5月19日、食品缶詰公正取引協議会の理事会、定時総会が開催されるにあたり。協議会事務局では消費者団体、公取委からなめこ缶詰の図柄が「つぼみ」と「ひらき」の共有になつてゐるのは認可を与えるものとして改善されるよう要請がなされ。この問題を19日の総会で取りあげる手筈にしているので、全缶協側としては内部的にその可否を打合せるべく緊急に在京規格部会を開催したものである。

### 1. なめこ缶の図柄表示について

現実としては実際の製造に当つてつぼみ、ひらきを共有しなければ作業的に困難であり。その面を大いに説得してゆく努力が必要であるが、全缶協としては缶詰全体のイメージアップを図るうえから次のようない向となつた。

- ① つぼみとひらきの図柄は別個に表示する。
- ② つぼみのサイズはL、M、S、Tの4種
- ③ ひらきにあつてはひらきの図柄表示とともに「ひらき」と明記する。

なおブローカンにあつてはひらきの図柄と共有できる。

従つて缶マークはJ E Pおよび(ブローカン)の4段階分けとなり。缶マ

ークの説明を付すこと。

④ 猶予期間については流通段階は制限しないことを条件とする。

## 2. もも缶詰の規約変更について

全缶協としてはむしろJAS2階級制は現実にそぐわない規格であり、一本化の方向が望まれ。意向としてはJASを改め、規則に合わせるような方向が好ましいとの意見があつた。

## 3. 商品別勧告国際規格について

もも缶詰およびスイートコーン缶詰の商品別勧告国際規格の訳文資料をもとに事務局において概略的説明を行なつたが、この受託可否については農林省よりの指示はまだなされておらず、一応どのような内容かを知つてもらう意味で訳文資料を配布した。この国際規格で日本農林規格と異なる部分としてはもも。洋梨の規格ではJAS規格が糖度19%となつてゐるのに対し国際規格は18%であること。また日本の場合固形量と内容総量を表示することになつてゐるが国際規格では内容総量のみ表示すればよいことになつている。

スイートコーン缶詰における規格の相違点は国際規格において澱粉にかわる增量剤としての添加物使用が認められているのに対し、日本では認めていない個所があり。もも。洋なしにしてもスイートコーンにしてもJAS規格の方が厳しくなつてゐるところが注目される相違点である。

なお包装食品の一般表示基準（勧告国際食品規格）および商品別勧告国際規格のうちサケ、マス缶詰については6月中までに日本側の意向を伝えることになつてゐる。

## 4. その他の

工場マークについてこのほど厚生省に日缶協、全缶協連名で「一工場2マーク制採用」を業界において決定したことを報告した旨部会員に伝え今後の作業は47年4月1日を目標に準備が進められる点を説明した。

## 共同宣伝

### 東京地区缶詰フェアー開催について

ことしは日本で初めて缶詰がつくられて満100年にあたるが。この記念すべき年に缶詰の特徴をさらに一般消費者に知らしめ、その需要を喚起する目的をもつて、製造業者、販売業者、資材業者が打つて一丸となり、PRを展開するため次の要領にて「伸びゆく缶詰豊かな生活展」の開催を決定した。

### 伸びゆく缶詰豊かな生活展

趣 旨 缶詰の優れた点を強調し、一段と消費拡大をはかる。

主 催 缶詰フェアー東京地区実行委員会

(事務局 日本缶詰協会)

場 所 八重洲口ホール 約305坪

日 時 7月16日～17日

参加予定社数 60 各社に90×180cmのコマをわりあてる

展示対象品目 缶詰を主とする各社取扱加工食品

参加料 1社 1コマ 3万円

(この他に参加各社は缶詰数%の寄付を願い、これを参觀者にお土産の一つとして渡す。)

アトラクション 缶詰料理実演 外国産、国内品の開缶試食

缶詰知識コーナー 缶詰関係映画

参加申込は6月5日まで

6月中旬に打合会を開き細部的に相談する。

## N H K 「きょうの料理」に合せ都内デパートで缶詰料理教室を開設

7月19日から24日の6日間N H Kテレビ全国ネット「きょうの料理」番組  
午前9時40分から20分間放映。さらに午後3時40分から再放映に特集として缶詰料理が取りあげられることになつたが、この機会に都内ターミナルデパートの協賛を得て、次の要領にて缶詰料理教室を開設することになつた。

### N H K きょうの料理教室計画書

地区	会 場	日 時	実 施 方 法	担当者
渋谷	東急本店 8階 食料品売場	7月19日～25日(22日休) 6日間 午前1 午後2	講師のデモンスト レーションにより 1回30名程度 講師東京栄養食糧 学校	岩淵
新宿	二幸 1階 食料品売場	7月19日～25日(21日休) 6日間 午後2回	講師(予定) 服部栄養専門学校	伊藤次長
池袋	西武デパート 地階 食料品売場及 西武料理 教室コーナー	7月23日～28日 午後1回	講師のデモンスト レーション講師は 西武料理教室講師	栗崎
上野	上野松坂屋地 階食品売場及 中2階特別室 にて料理教室	7月20日～24日(5日) 2回午後12:45～1:30 3:40～5:00	講師のデモンスト レーション講師は 食生活改善研究会 より	栗橋

## ベターリビングショーナゴヤ '71における缶詰アンケート

中日新聞、中部消費者協会主催で「ベターリビングショーナゴヤ '71」が5月15日から5月30日までの16日間愛知県産業貿易館で開催されたが、会場は参観者多数で連日賑わい、成功裡に終幕した。

会場では缶詰に関するアンケートをとつたが、この投書者も多数で抽選により「かん詰生まれて100年貯金缶」が毎日600缶進呈された。アンケートは次の内容であるが、いずれ日缶協で集計を行ない、消費者の缶詰に対するイメージがどのような傾向にあるかが判定される。

### かんづめ調査表 [年令 才 性別 男・女]

次の質問の該当のものに○印をつけてください。

1. あなたはどんなかんづめがお好きですか。

水産かんづめ

かに、さけ、まぐろ味付、まぐろ油づけ、まぐろフレーク味付、くじら、  
さば水煮、さば味付、さばみそ煮、さんま蒲焼、さんま味付、いわし味付、  
いわし油づけ、赤貝味付、あさり味付、かきくん製油づけ、その他魚貝

果実かんづめ

( )

みかん、白桃、黄桃、洋なし、パイナップル、フルーツみつ豆、フルーツ  
ポンチ、サクランボ、その他果実( )

野菜かんづめ

たけのこ、アスパラガス、スイートコーン、マツシユルーム、グリンピー  
ス、なめ茸、なめこ、ふき、その他野菜( )

肉類かんづめ

コンビーフ。牛肉大和煮。とり肉水煮。その他肉( )

調理めしかんづめ

ビーフカレー。ビーフシチュー。その他調理( )

赤飯。五目めし。チャーハン。牛めし。とりめし。その他めし( )

ジャム

イチゴジャム。オレンジマーマレード。その他ジャム( )

ジュース

オレンジ。リンゴ。ネクター。その他ジュース( )

2. かんづめはどのように召上りますか。

そのまま お料理に使う やよつと手を加える

3. かんづめの特徴は下のうちどれでしようか。

便利さ 安全食品 経済性 栄養がある 保存できる

4. かんづめについて何かご意見はありませんか？

ご意見

ジュース名称を表示した旧印刷

空かんの取扱いについて

果実飲料公正取引協議会では5月12日付で公取委事務局長宛に次の文書を提出したがこれは大手ブランド以外は旧印刷缶の手持在庫数量および使用予定に

つき協議会に届出ればそのまま使用することが認められるというものである。

公正取引委員会事務局長

吉田文剛 殿

果実飲料公正取引協議会

会長 三堀参郎

ジュース名称を表示した旧印刷空かん  
の取扱いにつきお願いのこと

拝啓 いよいよご清栄のことおよろこび申しあげます。

平素は当業界に対し種々ご指導を賜わり。ありがとうございます。  
さて、かねてよりご了承をいただいておりましたとおり。表記について。  
つぎの方針にもとづき処理いたしたいと存じますので。よろしくご承認下  
さるようお願い申しあげます。

敬具

記

1. この規約の施行の際、事業者が現に手持する印刷缶のうち、ジュースの名称を使用している下記ブランドに係る印刷缶については、規約の施行後においてその使用を認めない。

森永製菓 (Mori naga)、明治製菓 (Meiji)、キッコーフード (ディズニー)、雪印アンデス (SNOW)、弘済食品 (KOSAI)、  
明治屋 (My)、愛媛県青果連 (POM)、サツボロビール (リボン)  
ゴールドパック (ゴールドパック)

2. 1.にかけたブランド以外のブランドに係るジュース名称を使用して

いる印刷缶については、果汁の含有率を標示することなく、そのまま使用することを認める。

ただし、旧印刷缶の手持在庫数量および使用予定につき、当公正取引協議会にあらかじめ届出のあつたものに限る。

### ジュース類かん詰の各ブランド別生産数量

(昭和45年度推定)

#### 1. 果汁含有率10%以上50%未満のもの

森 永	100万 ‰
明 治	70
バヤリース	70
デイズニイ	40
雪 印	40
コー サイ	28
マ イ	25
そ の 他	47 計 420万 ‰

#### 2. 果汁含有率100%以上のもの

カ ゴ メ	15万 ‰
デルモンテ	10
森 永	5
ボ ン	5
不 二 家	4
明 治	3

マ　イ	8
S M C (サン)	2
その　他	13　　計　60万%

### 3. ネクター

不二家	130	%
森　永	120	
明　治	85	
ディズニー	18	
雪　印	15	
コー　サイ	6	
その　他	6	計　330万%

### J A S もも缶詰に関する懇談会

日本缶詰検査協会主催により、5月7日10.00時から13.00時まで、日比谷松本樓において、J A S もも缶詰に関する懇談会が開催された。これは同検査協会の呼びかけにより在京関係の主だつたブランド所有の問屋が出席。農林省からは消費経済課市川課長が出席し、もも缶詰のJ A S 受検の状況と今後の問題点について活発な意見交換を行つたもの。

### J A S アスパラガスかん詰の展示説明会

日 時 昭和46年5月11日 13.00～15.00時

場 所 吉田工業㈱ Y K K ビル 8階展示場  
東京都千代田区神田和泉町 1

主 催 日本缶詰検査協会

出 席 日本農産缶詰アスパラ部会  
全缶協在京蔬菜部会

㈱矢口屋商会	萩原 弥重 氏
"	矢田 四郎 氏
北洋商事㈱	水島 幸一郎 氏
㈱逸見山陽堂	森木 国雄 氏
"	植田 収 氏
国 分 ㈱	下妻 俊和 氏
住商フーズ㈱	谷口 正生 氏
野崎産業㈱	上滝 雅三 氏

## ※ 説明会の概要

アスパラガスホワイトの検査についてはペールをなくし、ホワイトおよびグリーンの2本建となつたため昨年の検査はペールの色の淡いものは20%までホワイトとして認めるという約束のもとに検査を実施したが、ことしどのように見方で検査したらよいかにつき検査協会がメーカー、問屋両者の意見をまとめたうえで検査基準を決めたいとの主旨により開催された。

まず13:00時からの一般展示説明会の前に3者間で慎重な審議を行ない一応の見方統一をしたあと、アスパラガス展示品の説明および昭和45年度JAS検査概評等の説明会が開かれた。

### 1. 全缶協、農産缶工組検査協会3者の見解

メーカー側では過去2年間にわたり褪色試験を行なつてきており、昨年か

らは問屋側も立会い製造 1週間後、1カ月後、2カ月後、6カ月後の多回開缶レ銀色試験を行なつた結果、たしかに経時変化することが判明した。一方検査はあくまでも検査時点で検査する建前えをとつてるのでことしの検査の見方を現行の 20% からどの程度緩めるかということが焦点となり以下のようにそれぞれの立場から見解が述べられた。

### 〔全缶協側の見解〕

缶詰の信用度を高めなければならない時期にきており、逆に品質を落すようなことには問題がある。消費者が開缶した時点でどう見るかが一番重要である。ことしは市場が悪く 250g 缶のグリーンはホワイトと 1 缶 20 円の格差をつけなければ消化は困難であり、この点を全缶協としてメーカーに要望している。こうした市況の悪い時に品質的にゆるめるということは適切でなく、検査は昨年と同様な検査が望まれる。

メーカーは原料高ということからどうしても採算面を考慮してぎりぎりの線まで入れたいだろうし、経時変化を見込んで 2 カ月後に受検するといった考え方もでてこよう。このようなことになれば原料取引において規格の厳守といったことがルーズになりかねない。先に全缶協は北海道庁に原料規格を厳重にということ、径長 1.7cm という規格は現状にそぐわない。原料価格が余りにも高過ぎ、国際価格に見合わずこうしたことは日本のアスパラ産業にとって危険であるといった内容の要望書を提出しているが、原料取引で規格を厳守すればキロ 220 円と昨年より 40 円の値上りであつても実質的には 80 円位の値上りでおさえることが出来る。メーカーは簡単に製品価格にシワよせるということではなく、原料取引面でもつと真剣に取り組むべきではないか。

グリーンチップという規格があり、これをホワイトに吸収するということはむしろ逆の効果を生む。

ホワイトは良いものとしてそのかわり格差を設けるといった方がよい。

日本のアスパラ缶が300円とすると台湾が150円で2缶買える。台湾韓国もよいものが出来ており。このまゝでは日本は立ち打ち出来なくなつてしまふ心配もあり。ホワイトの品位を上げておかないと日本産業はグリーンチップとも両方が駄目になつてしまふ。ことしは原料価格の値上り、市場も悪いので昨年同様20%という線で検査をお願いしたい。農家の人手不足でグリーンが多くなる状況は理解できるがことしは缶詰全体のイメージアップを図ることが必要であり。消費者に品質を落すという感じを持たせることはマイナス。いずれにしても原料購入を厳しくすることが先決であり。若しことし検査をゆるめるとグリーンは20円の格差をつけてくれという要望をしても実質的にこの格差がなくなり。またホワイト自体の価値もうすれそのためにホワイトも売れ残るといった実態になることが販売業者として一番心配なことである。

#### [メーカー側の見解]

検査協会の立場からは検査時点における色の度合いで判定するのであつてあくまでもパック時における色の度合であると解釈しており。これから消費者の手に渡るまでには経時変化が進むので開缶して問題となるようなことはないと思う。また問題となるような濃いものは初めからホワイトに詰めないことにしている。

実質的には余り昨年と変わらないと思うが経時変化が進む薄いものの混入を昨年より多少ゆるめに見てもらいたい。

#### [検査協会側の見解]

実体は製造して1週間以内に受検しており。われわれもこのたびの見本が最低の基準と見ているわけである。

昨年は 20% という基準で検査を実施したが、ほとんどのものが 20% 以下のかなりよいものでごく一部に 20% の線のものがありこういう実体であればまず心配はないと思う。

### 〔結論〕

おうむね昨年並みで検査を行なう。+3 のような濃いものは入れず +2 程度の薄いものを入れることにしそれも 20% が限度ということではなく。ある程度巾を持たせ 2.5% 位までを検査員の判断によるとし、消費者を裏切ることのないよう注意が払われる」とされた。

## 2. JAS アスパラガスかん詰の展示説明会

日本缶詰検査協会鈴木理事長の挨拶のあと、展示品の説明および昭和 45 年度 JAS 検査概評を御子柴検査担当理事から次のような説明があつた  
「ことしの JAS の見方であるが先きほどの話し合いで +3 はグリーンに近いので出来るだけ入れてもらわないようにし、その変り +1、+2 の色の薄いものは 20% の線にこだわらず 2.5% 程度までというように見ていただきたい。

次に本日の展示説明であるが、これは市販品を東京周辺で購入したものでホワイト 27 缶、グリーン 15 缶、計 42 缶。

検査の結果は、合格 39 缶、不合格 3 缶、品質検査では 40 缶が合格（1 缶は表示と中身が合致せず不合格となつたもの。）

この市販品は直接消費者の手に渡るので不合格はゼロにしたいものである。品質面での不合格 2 缶のうち 1 缶が形態不良、1 缶は酸敗していた。

次に 45 年度 JAS 受検状況は受検数量 348,910 缶、うちホワイトが約 64% で 223,969 缶、グリーンは約 36% で 124,941 缶、缶型別は 60% が 250 缶で、次に 4 号缶となつている。

45年度のアスパラガス缶詰の全生産数量は約106万kgでうちJAS  
受検率は85%程度。

半分の50%にはほど遠いのでなお一層のご協力を願いたい。不合格はホ  
ワイトで1%強、グリーンで1%弱。その原因はほとんどが固型量不足と  
変敗（ほとんどが酸敗）の2原因に集約される。

固型量不足は太い物に多く見受けられた。これは目方の調整がうまくいか  
ないためと思う。変敗は殺菌の不足が主な原因と思うが、原料の鮮度落ち  
や洗滌不足。工場衛生管理といった点に十分気を付けていただきたい。  
洗滌はよい水を十分使い、2次汚染が起きないよう配慮が必要である。  
製造がうまくいくかどうかは、原料鮮度に左右されるといつてよく、原料  
の受け入れ態勢をよくすることが重要である。」以上のような説明があつた  
のち、質疑応答があり展示説明会を終了した。

なお同様の主旨により北海道でも開催される予定である。

アスパラガスかん詰 JAS検査数量

日本缶詰検査協会

		合 計	小 梅	仙 台	東 京	清 水	神 戸	門 司
昭和40年度	ホ ワ イ ト グリーン チップド 計	69,839 66,775 136,614	622,94 46,829 109,063	4,270 19,946 24,216		2,643 2,643 2,006	200 200 200	198 198 198
	ホ ワ イ ト グリーン チップド 計	65,227 55,055 120,282	62,455 52,488 114,938	566 2,504 3,070		6 8 6 8 2,074	6 8 6 8 2,000	
昭和41年度	ホ ワ イ ト グリーン チップド 計	102,420 58,378 155,793	97,613 49,049 146,662	1,474 4,315 5,789	1 88 1 88 1 88	11,34 9 11,43	2,011 9 2,011	
	ホ ワ イ ト グリーン チップド 計	135,955 116,239 252,194	122,487 99,640 222,127	2,934 7,274 10,208	500 500 500	1,863 62 1,425	8,671 9268 17,934	
昭和48年度	ホ ワ イ ト グリーン チップド 計	177,164 100,833 277,997	162,253 93,744 255,997	4,821 1,525 63,46	101 102 203	356 201 557	8177 5,162 13,839	1,456 99 1,555
	ホ ワ イ ト グリーン チップド 計	223,969 124,941 348,910	192,971 120,623 313,594	279,61 3,841 318,02	108 108 108		1,188 323 1,511	1,741 1,54 1,895

昭和46年度 JAS アスパラガスかん詰  
品種別 検査所別 原因別 不合格数量

品種	検査所	原因	固型量不足			委敗・酸敗			形態・色沢			計
			件	数	量	件	数	量	件	数	量	
ホワイト	小東門司	悔	4	154	3	1,128	2	412	9	1,694		
		京			1	108			1	108		
		計	4	154	7	2,365	2	412	13	2,931		
グリーンチップド	小	悔	2	1,473	8	370					5	1,848
合計			6	1,627	10	2,735	2	412	18	4,774		
原因別割合 (%)			34.1		57.3		8.6		100.0			

## 関係団体報知

### ※ 日缶協 理事会、定時総会

社団法人 日本缶詰協会では5月19日丸の内ホテルにおいて10.3.0時から理事会。13.3.0時から定時総会を開催し、下記の議案を審議可決した。

第1号議案 昭和45年度事業報告の件

第2号議案 昭和45年度収支決算および財産目録の件

第3号議案 昭和46年度事業計画の件

第4号議案 昭和46年度収支予算ならびに会費の額および徴収方法の件

第5号議案 定款一部変更の件

第6号議案 理事辞任にともなう補欠理事選任の件

第7号議案 一般情勢報告

### 1. 昭和46年度事業計画

次の6項目にわたる計画を実行する。

#### 1. 安全性の強化

食品の重金属、残留農薬、食品添加物等に関する内外情報を速やかに把握し、調査研究の強化とあいまつて缶詰の安全性を強めたい。

#### 2. 消費拡大の推進

品質の向上と表示の適正化を図り、各系統団体を通じ消費者に対し効果的な普及啓蒙につとめ、消費拡大をはかりたい。

#### 3. 公害対策

缶詰企業の実態に適応した工場排水や産業廃棄物の処理施設について調査研究をおしすすめ。これが設備につき金融税制面で適切な施策が講ぜ

られるよう働きかけたい。

#### 4. 原料の円滑なる受入

原料・製品の輸入自由化の進展が国内原料価格に及ぼす影響が大きいので、隨時関係業者団体との話し合いを進め、原料の円滑なる入手ができるよう対策をすすめたい。

#### 5. 会員との連絡強化

企業の近代化推進と各地状況の把握をはかるため、会員との接触を一層密にし、併せて時報・旬報などを通じ広報活動を充実し、諸施策に反映するよう対策を講じたい。

#### 6. その他の

従来よりの各般の事業は引き続き実施し、特に公共料金値上抑制などについては、関係筋に対し強力に働きかけたい。

## 2. 定款一部変更の件

次の通り定款の一部を変更することが承認された。

現 行	改 正 案
第3条 本協会は、缶びん詰産業の発展および製品の向上を図るために、必要な事項について研究・調査および指導を行ない、会員および一般の啓発に資し、もつて国民経済の健全な発達に貢献することを目的とする。	第8条 本協会は、缶びん詰・ <u>合成樹脂容器詰等(以下「缶びん詰」という。)</u> の食品産業の発展および製品の向上を図るために、必要な事項について研究・調査および指導を行ない、会員および一般の啓発に資し、もつて国民経済の健全な発達に貢献することを目的とする。

## 浅井会長 日缶協顧問に

社団法人 日本缶詰協会では、5月19日開催の理事会において、全缶協浅井会長を満場一致で顧問に推薦され、浅井会長はこれを承諾した。

※ 財團法人 日本缶詰検査協会（理事長 鈴木一美氏）では、5月20日評議員会を開催し、下記の議案を可決した。

### 1. 昭和45年度事業報告に関する件

原案どおり承認

### 2. 昭和45年度収支決算に関する件

原案どおり承認

### 3. 監事・評議員任期満了について

監事は、佐藤栄治氏（北海製缶株式会社取締役社長）、片山令二氏（株式会社片山徳蔵商店取締役会長）が再任。

評議員は概ね現在の評議員に就任方委嘱致した旨を報告了承。

### 4. その他

評議員より、水銀問題、輸出検査の簡素化等に関し質疑があつた。

なお検査協会ではこのほど「ヨーロッパにおける商品検査とその実態」をとりまとめた。これは昨年通産省の指導のもとに欧州各国の商品検査を調査視察を行ないその結果の報告書である。

## 浅井会長 日本缶詰検査協会評議員を留任

日本缶詰検査協会評議員の任期が5月24日をもって満了となつたが、去る5

月 20 日の理事会において、全缶協浅井会長に引き續き評議員に委嘱することになり。このほど浅井会長はこれを承諾した。

## 会 員 消 息

### 〔住居番号変更〕

※ 新生商事㈱の住居番号が 6 月 1 日から住居表示制度の実施に伴い変更となつた。

### ○ 新 名 称

北九州市小倉区浅野 2 丁目 9 番 8 号

